

136  
8  
541

明治十七年五月新刻

通俗訴訟獨案內全

民事訴訟用印紙規則注解

發兌 鶴聲社 經



通 俗 附 民事訴訟用  
印紙規則註解

訴訟の敢て望まざりし物にあらねども此の社會の

黄金世界を遠ざかること尙ほ遠く且つ今日は昔

日と異にして事務多端にして交際繁雜あれば如何

に事々ならんと欲するも勢ひ爭論を生ずるに至

るとあるに免れざる所あり去れど我れに其の

心を菩薩にして敢て之れか訴を起さざる可しと

雖も彼れより進んで訴へらるゝことあるを如何

せん此の場合に於ては是非共訴訟手續に従ひさ

るを得ざる可し去れば苟も牛靈ある人類と必



訴訟手續を知らざる可らざるものと謂ひざる可  
らざる其の訴訟手續を知ると否なとも全く其  
の本人の自由権内にありて存すれば其の訴訟手  
續を知らざるも敢て法律上の責めなくと雖とも  
若し其の手續を知らざるよ於て其の不便少な  
からざるを固より所謂二百先生乃爲めよ浮利を  
網せらるよに至る可し故に苟も人たる者と必ら  
ず訴訟手續を知らざる可らざるものとす然れど  
も法律に通曉せる者又の訴訟に慣れたる者の敢  
て予輩の此言を待たせ既に能く其の訴訟手續を

3

知る可しと雖とも闔國人民の多き其の手續を知  
らざる者亦少なしとせざる沿々たる日本人民  
十の八九の皆な之を知らざる者ある可し且つ夫  
れ此の民事訴訟手續の未だ彼の刑事訴訟手續の  
如く完全なる法律の發布なきを以て其の手續に  
於て未だ盡さざる所あり唯だ僅々に明治初年以  
來區々に出でたる諸規則及び習慣法に據て漸く  
其の手續を知るに甚だ困難なき能はず之れに加  
ふるに今般民事訴訟用印紙規則を制定せられ以  
て訴訟用郵紙規則を廢止せられたれば民事訴訟



に大なる關係を與へ茲に其の手續を變更したる  
ハ民事訴訟手續の獨案内たる可き書を編著せん  
ことハ實に今日の急務なりと謂ふ可し是を以て  
予輩ハ今日の急務に應じて民事訴訟手續を獨案  
内せんとすと云爾

明治十七年四月

編者識

通俗訴訟獨案内 附 民事訴訟用印紙規則註解

凡例

一 本書と民事訴訟一切に關する諸規則を蒐集し且つ之れに編者  
の註解及び意見を付去以て訴訟に慣れざる者の爲めの獨案内  
に供したるものあり  
一 民事に就て未だ民法訴訟法の發布なきを以て其の手續完全  
せむ種々の法律規則及び習慣法を以て漸く其の手續に従ふこ  
とを得るものあれば常に其の事ハ從はざる者は躊躇を死能を  
す然るハ刑事に就てハ既ハ完全なる刑法治罪法の發布あるを  
以て其の手續判然たり豈ハ敢て予輩の説示を待たんや是れ本  
書の民事訴訟を専門として刑事訴訟に及ばざる所以なり然れ  
ども刑事より生きたる民事に關する規則ハ第二編ハ之を掲載



一本書中に載する所の諸手續の固より全國に通ずるものを選びたるをも勸解始審のことに至ては各地其の規を異ふて一定の則を示す能はず故に専ら東京各裁判所の規則に従ふと雖ども其の大体に至ては全國敢て異なる所あり

一本文一字下り○の編の印にして二字下り○の章の印三字下り○の節の印あり又項上○の本規則の印にして同じく△の編者の註解及び意見の印に係るものあり是れ讀者をして一目瞭然たらしめんが爲めあり

一今般訴訟用印紙規則を制定せしを以て訴訟用郵紙規則を廢止せられたるに就ては民事訴訟に大なる關係を與へられん今日民事訴訟手續を知らんと欲する者の第一に其の規則を知らんと欲す可し故に予輩の少しく事項の前後を顛倒することある可きも世人の希望に従ひ先づ民事訴訟用印紙規則より之を掲

載し且つ一々註解を施し以て讀者の希望を充しより本書の表題改正の二字を頭に割書するも亦此に出でたり而して其の始め世人の希望の爲め少しく事項の前後を顛倒すと雖ども餘の皆其の順次に知らざる可らざるものより編纂したり

一法律の文例其の濁を施さず然れども本書の通俗を主とし其の表題獨案内を命せるを以て其の濁音を以て讀む可き假名にハ都て濁を施せり

一各裁判所の位置及び區畫表ハ予輩大に意を用ひて其の區畫を別かて是れ讀者の眼を勞せざらんが爲めの婆心あるものと

一箝註突然云々どわるハ原註其の編者曰くの四字を冠するものハ即ち編者の註解ハ係ハるあり



通俗訴訟獨案内附民事訴訟用印規紙則註解

目次

緒言

第一編 直接民事訴訟規則

第一章 民事訴訟用印紙規則

第二章 各裁判所の種類及び權限

第一節 治安裁判所及び始審裁判所權限

第二節 控裁判所權限

第三節 大審院權限

第三章 各裁判所の位置及び區畫表

第四章 訴答文例

第五章 訴訟手續

第一節 裁判所取締規則



第二節 勸解手續

第三節 始審手續

第四節 控訴上告手續

第五節 出訴期限

第六節 負債者失踪後の訴訟

第七節 裁判執行

第八節 身代限

第六章 代理

第七章 訴訟入費償却規則

第二編 刑事より生ずる民事に関する規則

第一章 告訴及び告發

第二章 私訴

第三編 間接民事訴訟規則

第一章 地所質入書入規則

第二章 土地賣買讓渡規則

第三章 土地分割取扱手續

第四章 建物書入質規則

第五章 建物賣買讓渡規則

第六章 利息制限法



通訴訟獨案内

附民事訴訟用  
印紙規則註解

編纂

◎緒言

△訴訟に民事と刑事との別あり而して其の別あることと少しく法律を知る者及び訴訟に關する人の能く知る所あれども獨案内と命せる表題に對し又本書を見る者に對して其の別を説き示すこと甚だ必要あるを信するなり所謂民事とは良民の爭論にして其の爭論の正點の權利義務に在り故に裁判の結局權利義務の決するに於て其の權利者は若干の利益を得るものにて其の義務者の若干の辨償を爲さざる可らざるものとす所謂刑事とい盜賊惡人等が暴行詐偽等を以て公益若くは私益を害するも



二のを云ふかり

民事の其の主とする所其の家の財産あるを以て假令義務を負ふる本人死するも又其の相続人は對して其の義務と果さんことを請求するの權あるものと然るに刑事の主とする所の其の一人身に止まるを原則とするを以て其の人死すれば其の訴訟と落着にして假令一等親の者たりと雖ども身お寸刑を受くることなきものとす

刑事に就ての既に完全なる刑法治罪法の發布あるを以て予輩敢て其の手續を説き示さるるも其の刑法治罪法の二法律に就て見れば其の手續判然たりと雖ども民事に就ては未だ民法訴訟法の發布なきを以て其の手續完全せむ種々の法律規則及び習慣法を以て漸く其の手續に従ふことを得るもはかれは常に其の事に従はざる者と躊躇なき能はず故に今予輩は獨り民事訴訟の手續を

専門として之を案内せんとす

我が政府の本年二月廿三日を以て民事訴訟用印紙規則を發布せられ同年四月一日より施行せられたり就ての明治八年(十二月)第九拾六號布告訴訟用印紙規則を廢せられたり之れが爲め民事訴訟に大なる關係を興へられ今日民事訴訟手續を知らんと欲する者の第一に其の規則を知らんと欲すべし是れ人情の當に然るべき所あり故に予輩も亦少しく事項の前後を顛倒することある可きも世人の希望に従ひ先づ民事訴訟印紙規則より之を示さんとす就ての一々註解を下し以て讀者の希望を充たさんとす

◎第一編 直接民事訴訟規則

○第一章 民事訴訟用印紙規則

三〇第五號布告



四 民事訴訟用印紙規則別紙の通制定し明治十七年四月一日より施行す

但明治八年<sup>十二</sup>月<sup>十二</sup> 第百九十六號布告訴訟用印紙規則ハ右施行の日より廢止す

右奉<sup>ニ</sup> 勅旨一布告候事

明治十七年二月廿三日

太政大臣三條實美  
司法卿 山田顯義

(別紙)

第一條 凡そ民事訴訟の書類には此規則に従ひ印紙を貼用するものとす

(註解)總べて民事訴訟の書類にハ必らず本規則第二條に列示し<sup>ル</sup>る請求の金額若クハ價額に應じたる印紙を貼用するものと<sup>シ</sup>故に若し其の印紙を貼用せざる<sup>ハ</sup>又ハ印紙を貼用

するも不足なるときと其の効なきものとす否な裁判所の受付に於て之を受取らざる可<sup>ク</sup>

第二條 訴訟に<sup>テ</sup>正本一通に付請求の金額若クハ價額に應じたる左

- 金額 五圓まで 價額 五圓まで 貳拾錢
- 同拾圓まで 三拾錢
- 同貳拾圓まで 六拾錢
- 同五拾圓まで 壹圓五拾錢
- 同七拾圓まで 貳圓貳拾錢
- 同百圓まで 三圓
- 同貳百五拾圓まで 六圓五拾錢
- 同五百圓まで 拾圓
- 同七百五拾圓まで 拾三圓



同千圓まで

拾五圓

同貳千五百圓まで

貳拾圓

同五千圓まで

貳拾五圓

同五千圓以上と千圓まで貳圓を加ふ

控訴に於て右半額上告に於て全額の印紙を加貼す可し

(註解)右に記載したる印紙貼用の高と通常の訴狀に貼用す可きものなり故に若し控訴上訴に於て右貼用印紙の外又別に印紙を加貼せざる可らざるものとす即ち五圓までの控訴に於てと三拾錢の印紙を貼用す可く又五圓までの上告に於てと四拾錢を貼用す可し其の餘を推して知る可し

第三條 人事其金額に見積る可らざるものを三圓の印紙を貼用す可し其控訴上告に於て加貼すると前條に同ト  
但人事に於てと極貧の者にして戸長の證書を所持する者と

裁判官に於て印紙の貼用を免することある可し

(註解)社會の事物を夥多にして人間の交際を極めて繁雜なれば訴訟に於ても人事其他亦金額を見積る可らざるもの随分之れある可し此の如きものと至てと前條の如く其の請求の額如何よ於て其の印紙を増減すること能はず故に勢ひ已むを得ず一定の印紙を貼用することとせざるを得ず是れ本條人事其他金額を見積る可らざるものと三圓の印紙を貼用す可しと定めたる所以なり但し其の控訴上告よ於て加貼すると前條と同トとあるを以て控訴と四圓五十錢の印紙を貼用す可く上告と六圓の印紙を貼用す可し而して本條貼用の印紙之固より其の金額を見積る可らざるものなるを以て其の事の大小よ係とらず等しく通常の訴狀よと控訴に四圓五十錢上告よと六圓の印紙を貼用するものとす



但書之法律の恩典より其の印紙の貼用を免ずると否と  
 一、裁判官の権内より任せたり故より固より貧人の當然受く可  
 きの権利よりあらざるを以て假令極貧より其の極貧たるこ  
 との相違なき戸長の證書を所持するも裁判官の意見にて或  
 と印紙の貼用を免せざることあり又假令極貧なるも相違な  
 く且つ裁判官より於て印紙の貼用を免す可しと見込る若し戸  
 長の證書を所持せざるも於て印紙の貼用を免否するの權  
 ある裁判官も亦之を免することを得ざるものとす何となれ  
 ば裁判官が印紙の貼用を免否するの權を得るも戸長の證書  
 ありて而して後ちのとなれむなり而して又但人事より於てと  
 云々とありて其の他の事を記さざれば假令金額より見積もの  
 と雖ども決して印紙の貼用を免するの恩典より及ばざるもの  
 とす

第四條 左の書類より正本壹通より付貳拾錢の印紙を貼用す可し

答辯書、證據物寫、辯駁書、辯論書、上申書、陳述書、等

證人、鑑定人、評價人、引合人等の呼出を請求する願書

審判の延期を請求する願書

(註解)本條之敢て註解を要せざれども其の所謂評價人として  
 其の物品の價を定むること能とざるより其の職業の者の  
 眼を借りて以て其の價を評さしめんが爲めの人なり

第五條 左の書類にて正本壹通に付五拾錢の印紙を貼用す可し

官吏の臨檢を請求する願書

財産差押又と物品公賣を請求する願書

執行命令書を請求する願書

身代限の處分を請求する願書

(註解)本條之敢て註解を要せず



第六條 裁判言渡の謄本を下付する時差出す受取書に之其謄本壹枚五錢其他の謄本を下付する時差出す受取書に之其謄本一枚三錢の割合を以て印紙を貼用す可し

但裁判言渡書の謄本一枚十二行一行十二字詰其他の謄本一枚二十行一行十八字詰とす

(註解)謄本と即ち寫本の謂ひなり而して一枚十二行又と二十行と前後二面即ち西洋書籍の紙數を二ペーシにて十二行或二十行と云ふことなり故に半枚即ち一面にて之其の半數六行或十行を以て其の規定の十二行或二十行に當るなり

第七條 勸解に於て一件毎に勸解表に署名の時貳拾錢の印紙を貼用す可し

(註解)本訴に於て金額價額の多少により其の貼用の印紙を増減すること第二條に規定する所なりと雖ども勸解に於て本條を以て一件毎に勸解表に署名の時貳拾錢の印紙を貼用す可しとあるのみにして敢て其の金額價額の多寡によりて其の貼用の印紙を増減するの旨を記さざれば勸解に於て其の金額價額の多寡に係らず等しく勸解表に署名の時一件毎に貳拾錢の印紙を貼用す可きものとす

第八條 此規則に依り貼用したる印紙の代價と曲者より直者に辨償す可きものとす

(註解)印紙を貼用して訴を起す所以のものとして固と曲者あり以て其の義務を果さざるが爲めなり故に若し夫れ曲者なからんとして決して訴を起すことなし既に訴を起すことなしとせば敢て印紙の代價を費やすに及ばざるものとす是を以て若し被告曲者なるるときは直者なる原告が貼用したる印紙



の代價と曲者より之を辨償するものとす然れども原告曲者  
なるるときは其の訴狀に貼用したる印紙を固より己れの自辨  
たること論なく又直者なる被告が其の訴訟に就て貼用した  
る印紙の代價を辨償す可きものとす去れど若し其の曲者に  
於て身代限を爲したるときは別に印紙の代價として之を辨  
償することなかる可し

第九條 印紙の種類定價及び貼用方と布達を以て之を定む

(註解)本條に所謂布達と即ち太政官第四號布達なり其の  
太政官第四號布達と本規則の後ちに之を掲ぐ可し

第十條 印紙と管轄廳の許可を得たる賣捌所に於て發賣せしむ  
其他に於て賣買することを得ず

(註解)管轄廳と其の地の管轄する府廳若くと縣廳を云ふ  
なり

第十一條 官許賣捌所外に於て印紙を販賣したる者と二十圓以  
上二百圓以下の罰金に處し仍ほ現在の印紙を沒收す其情を知  
て之を買取したる者と十圓以上百圓以下の罰金に處し仍ほ現  
在の印紙を沒收す

(註解)官許賣捌所外に於て印紙を販賣したる者と其の如何  
なる情狀あるに係らざる都て二十圓より二百圓までの罰金  
に處するものとすれども其の之を買取したる者と其の情を  
知る者を罰して其の情を知らざる者を罰せず是れ固より當  
に然るべき所なり何ぞや購求者に於て之其の印紙を販賣す  
る者果して官許の賣捌所なるか否豫め之を知る可らざるを  
以てなり又假令其の情を知るも買者と彼の賣者の如く敢て  
營業とするものにあらざれば其の罰金も十圓より百圓まで  
にて賣者の罰金の半額なり



第十二條 前條の規則を犯したる者にと刑法の不論罪及び自首減輕再犯加重數罪俱發の例を用ひず

(註解)刑法に於ては不論罪として其の犯罪の情狀及び其の年齢の如何により全く其の罪を論せざるものあり又自首する者と其の刑を減輕し或は再び罪を犯す者の其の罰を加重し若くは二罪以上俱に發するときは其の中一の最も重き刑罰を科して餘の罪と皆な之を不問に附するものなり然れども前條の規則を犯したる者には此等の例を用ひず何んでも漢でも前條に記載したる罰金に處し敢て其の情狀の如何によりて之れが罰を加減せざるものとす

○第四號布達

今般第五號布告を以て訴訟用印紙規則制定候に付印紙の種類定價及び貼用方左の通之を定む

- 淡黑色印紙 一枚三錢
- 黑色印紙 一枚五錢
- 赭色印紙 同 拾錢
- 茶褐色印紙 同拾五錢
- 黄色印紙 同 三圓
- 青色印紙 同五圓
- 橙黄色印紙 同 拾圓
- 綠色印紙 同拾五圓
- 嬌栗色印紙 同貳拾圓

印紙の訴狀其他書類の正本に貼用し貼用者の印章を以て消印す可し右布達候事

明治十七年二月廿三日

太政大臣三條實美

司法卿 山田顯義

○司注省甲第壹號告示

今般第五號布告を以て訴訟用野紙規則廢せられ候に付ての本年四月一日以後民事訴訟に關し大審院又ハ裁判所へ差出す書類の都て美濃紙又ハ之れと同尺度の紙を用ひ一枚拾行一行貳拾字詰



六に書すべきものとす

但訴訟入費ハ明治九年當省甲第五號第一條第九條に定めたる割合に依り書類認料ハ一枚金貳拾錢翻譯料ハ一枚五圓と相成る義と心得べし

右告示候事

明治十七年三月五日

司法卿 山田顯義

◎第二章 各裁判所の種類及び権限

○第一節 治安裁判所及び始審裁判所権限

第一條 治安裁判所ハ訴訟事件を勸解す

但諸官廳に對する事件及び商事に係り急速を要する事件ハ勸解するの限にわらず

第二條 治安裁判所ハ請求の金額及び價格百圓未満の訴訟に付き始審の裁判を爲す

第三條 治安裁判所ハ人事其他金額に見積るへからざるものを裁判するを得す

第四條 始審裁判所ハ請求の金額及び價格百圓以上并第三條に掲げたる治安裁判所権外の訴訟に付き始審の裁判を爲す

第五條 始審裁判所ハ其管轄地内の治安裁判所の始審裁判に對する控訴に付き終審の裁判を爲す

(但控訴手續ハ第四編に示す所と同一)

○第二節 控訴裁判所権限

△控訴裁判所の権限ハ許多の沿革を經現今に至てハ左の三權限に過ぎず

第一 控訴裁判所ハ管轄内始審裁判所の始審の裁判に服せざして控訴する者を覆審す

第二 人民より院省府縣に對する訴訟を裁判す

○各裁判所の種類及び権限



但し院省府縣に對する訴訟の司法卿へ奏請の上之を受理す

○第三節 大審院權限

第一條 大審院の民事刑事の上告を受け上等裁判所(編者云即控訴裁判所)

以下の審判不法なる者を破毀して法憲の統一を主持する所とす

第二條 審判の不法なる者を破毀するの後他の裁判所に移して

之を判決せしむ又便宜に依り大審院自ら之を判決する事を得

第三條 已に他の裁判所に移して之を判決せしむるの後其裁判

所又大審院の旨に循はざる時の大審院更に自ら之れを判決す

第四條 陸海軍裁判所の裁判權限を越ゆる者の其裁判を破毀す

て當然の裁判所に付す

第五條(略之)

第六條 内外交渉民刑事事件の重大なる者を審判す

第七條(略之)

(追加) 人民より院省府縣に對する訴訟の上告の司法卿へ奏請の上之を受理す

六

○第三章 各裁判所の位置及び區畫表

○各裁判所の種類及び權限



| 大 東 京 控 訴 審 判 院 |  |  |  |  |  |     |  |     |  |     |  |
|-----------------|--|--|--|--|--|-----|--|-----|--|-----|--|
| 東京府             |  |  |  |  |  | 武藏  |  | 京橋區 |  |     |  |
| 芝區              |  |  |  |  |  | 麴町區 |  | 下谷區 |  | 本所區 |  |
| 相模              |  |  |  |  |  | 武藏  |  | 本所區 |  |     |  |
| 相模              |  |  |  |  |  | 武藏  |  | 本所區 |  |     |  |
| 相模              |  |  |  |  |  | 武藏  |  | 本所區 |  |     |  |
| 相模              |  |  |  |  |  | 武藏  |  | 本所區 |  |     |  |
| 相模              |  |  |  |  |  | 武藏  |  | 本所區 |  |     |  |
| 相模              |  |  |  |  |  | 武藏  |  | 本所區 |  |     |  |
| 相模              |  |  |  |  |  | 武藏  |  | 本所區 |  |     |  |
| 相模              |  |  |  |  |  | 武藏  |  | 本所區 |  |     |  |
| 相模              |  |  |  |  |  | 武藏  |  | 本所區 |  |     |  |

| 大 東 京 控 訴 審 判 院 |  |  |  |     |  |  |  |     |  |  |  |
|-----------------|--|--|--|-----|--|--|--|-----|--|--|--|
| 千葉縣             |  |  |  | 水戶縣 |  |  |  | 栃木縣 |  |  |  |
| 八日市場            |  |  |  | 津   |  |  |  | 宮   |  |  |  |
| 八日市場            |  |  |  | 津   |  |  |  | 宮   |  |  |  |
| 八日市場            |  |  |  | 津   |  |  |  | 宮   |  |  |  |
| 八日市場            |  |  |  | 津   |  |  |  | 宮   |  |  |  |
| 八日市場            |  |  |  | 津   |  |  |  | 宮   |  |  |  |
| 八日市場            |  |  |  | 津   |  |  |  | 宮   |  |  |  |
| 八日市場            |  |  |  | 津   |  |  |  | 宮   |  |  |  |
| 八日市場            |  |  |  | 津   |  |  |  | 宮   |  |  |  |
| 八日市場            |  |  |  | 津   |  |  |  | 宮   |  |  |  |
| 八日市場            |  |  |  | 津   |  |  |  | 宮   |  |  |  |

控訴  
始審  
治安府縣國名

區 郡 名

日本橋區 京橋區

芝區 麻布區 赤坂區

麴町區 四谷區 牛込區  
小石川區 本郷區 南豐島區

神田區 下谷區 淺草區  
南足立區 北豐島區

本所區 深川區 南葛飾區

橫濱區 久良岐 榻樹  
都筑區 鎌倉 高座  
三浦區

足柄上 足柄下 大住  
陶綾 愛甲

武藏  
相模

下埴生 千葉 印幡 南相  
馬埴生 東葛飾  
上埴生 夷隅 長柄 市原

天羽 周准 望陀  
全國四郡

海上 香取 而嗟  
山邊 武射

茨城 那珂 久慈 多賀  
鹿島 筑波 河內 信太

新治 筑波 河內 信太  
行方 鹿島

北相馬 筑波 內  
眞壁 筑波 內

猿島 結城 岡田 豐田  
西葛飾

上都賀 寒川 安蘇 築田  
下都賀

河內 芳賀 鹽谷 那須  
足利



|          |       |       |       |       |       |       |       |       |    |    |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|----|----|
| 院        |       |       |       |       |       |       |       |       |    |    |
| 長野<br>松本 |       |       |       |       | 甲府    |       |       |       |    |    |
| 飯田       |       |       |       |       | 濱松    |       |       |       |    |    |
| 福島       | 大町    | 訪上    | 飯田    | 松本    | 飯山    | 長野    | 谷村    | 甲府    | 掛川 | 濱松 |
| 長野縣      |       |       |       |       | 山梨縣   |       |       |       |    |    |
| 信濃       |       |       |       |       | 甲斐    |       |       |       |    |    |
| 西筑摩ノ内    | 東筑摩ノ内 | 上伊奈ノ内 | 上伊奈ノ内 | 上伊奈ノ内 | 下高井ノ内 | 上水内ノ内 | 上水内ノ内 | 上高井ノ内 | 更級 | 敷知 |
| 西筑摩ノ内    |       | 東筑摩ノ内 |       | 上伊奈ノ内 |       | 下高井ノ内 |       | 上水内ノ内 |    | 敷知 |
| 西筑摩ノ内    |       | 東筑摩ノ内 |       | 上伊奈ノ内 |       | 下高井ノ内 |       | 上水内ノ内 |    | 敷知 |
| 西筑摩ノ内    |       | 東筑摩ノ内 |       | 上伊奈ノ内 |       | 下高井ノ内 |       | 上水内ノ内 |    | 敷知 |

|      |      |      |     |    |       |     |     |     |     |     |
|------|------|------|-----|----|-------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 審    |      |      |     |    |       |     |     |     |     |     |
| 同    |      |      |     |    | 大     |     |     |     |     |     |
| 静岡   |      |      | 前橋  |    |       | 浦和  |     |     |     |     |
| 沼津   |      |      | 高崎  |    |       | 熊谷  |     | 川越  |     | 浦和  |
| 静岡縣  |      |      | 群馬縣 |    |       | 埼玉縣 |     |     |     |     |
| 伊豆   | 駿河   | 伊豆   | 駿河  | 上野 | 武藏    | 武藏  | 武藏  | 下總  | 中葛飾 | 北足立 |
| 君澤   | 駿東   | 那加   | 益津  | 新田 | 野川以西  | 那波  | 東郡馬 | 北勢多 | 北葛飾 | 新庄  |
| 田方   | 富士   | 加茂ノ内 | 有渡  | 山田 | 多胡    | 利根  | 那波  | 佐位  | 高麗  | 南埼玉 |
| 加茂ノ内 | 加茂ノ内 | 加茂ノ内 | 安部  | 邑樂 | 西群馬ノ内 | 吾妻  | 那波  | 志田  | 那賀  | 北葛飾 |
| 加茂ノ内 | 加茂ノ内 | 加茂ノ内 | 安部  | 邑樂 | 西群馬ノ内 | 吾妻  | 那賀  | 志田  | 那賀  | 北葛飾 |







| 院   |    |    |    |     |    |     |    |     |    |      |      |    |    |    |    |      |
|-----|----|----|----|-----|----|-----|----|-----|----|------|------|----|----|----|----|------|
| 所   |    |    |    | 判   |    |     |    | 裁   |    |      |      |    |    |    |    |      |
| 福井  |    |    |    | 大津  |    |     |    | 岡山  |    |      |      |    |    |    |    |      |
| 小濱  |    |    |    | 彦根  |    |     |    | 津山  |    |      |      |    |    |    |    |      |
| 敦賀  | 小濱 | 大野 | 福井 | 彦根  | 大津 | 津山  | 高梁 | 玉島  | 岡山 |      |      |    |    |    |    |      |
| 福井縣 |    |    |    | 滋賀縣 |    |     |    | 岡山縣 |    |      |      |    |    |    |    |      |
| 若狹  | 越前 | 若狹 | 越前 | 近江  |    |     |    | 美作  | 備中 | 備前   | 備中   |    |    |    |    |      |
| 三方  | 敦賀 | 遠敷 | 大野 | 坂井  | 南條 | 伊香  | 神崎 | 蒲生  | 滋賀 | 全十二郡 | 加陽ノ内 | 上房 | 淺口 | 小田 | 宇都 | 岡山區  |
|     |    | 大飯 |    | 足羽  | 今立 | 「淺井 | 愛智 | 高島  | 野洲 | 甲賀   | 栗太   | 阿賀 | 哲多 | 下道 | 窪屋 | 全國八郡 |
|     |    |    |    |     | 丹生 | 犬上  | 坂田 |     |    |      |      |    |    |    |    |      |
|     |    |    |    |     | 吉田 |     |    |     |    |      |      |    |    |    |    |      |

| 大 審  |    |    |    |    |     |    |    |     |     |      |      |      |    |    |    |     |    |      |
|------|----|----|----|----|-----|----|----|-----|-----|------|------|------|----|----|----|-----|----|------|
| 訴    |    |    |    | 控  |     |    |    | 坂   |     |      |      |      |    |    |    |     |    |      |
| 神戶   |    |    |    | 奈良 |     |    |    | 堺   |     |      |      |      |    |    |    |     |    |      |
| 豐岡   | 姫路 | 洲本 |    |    |     |    |    |     |     |      |      |      |    |    |    |     |    |      |
| 豐岡   | 龍野 | 姫路 | 洲本 | 篠山 | 明石  | 神戶 | 五條 | 奈良  | 堺   |      |      |      |    |    |    |     |    |      |
| 兵庫縣  |    |    |    |    |     |    |    |     |     |      |      |      |    |    |    |     |    |      |
| 但馬   | 播磨 | 淡路 | 丹波 | 播磨 | 攝津  | 大和 |    | 河和泉 |     |      |      |      |    |    |    |     |    |      |
| 全國八郡 | 加東 | 宍粟 | 神西 | 多可 | 全二郡 | 多紀 | 明石 | 川邊  | 神戶區 | 高市ノ内 | 宇智   | 宇陀   | 式上 | 添上 | 丹北 | 石川  | 安宿 | 堺區   |
|      | 加古 | 揖東 | 飾東 | 加西 | 氷上  | 美嚨 | 有馬 | 八部  | 有馬  | 葛下ノ内 | 吉野   | 高市ノ内 | 式下 | 添下 | 大和 | 錦部  | 丹南 | 全國四郡 |
|      |    | 揖西 | 飾西 | 印南 |     |    |    | 葛原  | 武庫  | 葛上   | 葛下ノ内 | 葛下ノ内 | 十市 | 山邊 | 志紀 | 大和川 | 八上 | 古市   |
|      |    | 赤穂 | 佐用 | 神東 |     |    |    |     |     | 忍梅   |      | 廣瀨   | 平群 |    |    |     |    |      |



| 院    |      |                |             |    |    |    |    |    |    |  |
|------|------|----------------|-------------|----|----|----|----|----|----|--|
| 古名   |      | 訴控<br>本廳<br>支廳 | 所判裁         |    |    |    |    |    |    |  |
| 屋名古  |      |                | 松山          |    |    |    |    |    |    |  |
|      |      | 治安             | 高松          | 島  | 宇和 | 大洲 | 西條 | 松山 |    |  |
| 宮一   | 熱田   |                | 丸龜          | 高松 | 島  | 宇和 | 大洲 | 西條 | 松山 |  |
| 愛知縣  |      | 府縣             | 愛媛縣         |    |    |    |    |    |    |  |
| 尾張   |      | 國名             | 讚岐          | 伊豫 |    |    |    |    |    |  |
| 丹羽   | 葉栗   | 區郡名            | 那珂          | 大内 | 香川 | 寒川 | 三木 | 山田 |    |  |
| 知多   | 愛知ノ内 |                | 鵜足          | 多度 | 三野 | 豐田 |    |    |    |  |
| 海西   |      | 區郡名            | 北東宇和        |    |    |    |    |    |    |  |
| 名古屋區 |      |                | 喜多 西宇和      |    |    |    |    |    |    |  |
| 西春日井 |      | 區郡名            | 野間 糸 風早 陸浮穴 |    |    |    |    |    |    |  |
| 海東   |      |                | 和氣 伊豫 温泉 桑村 |    |    |    |    |    |    |  |

| 大   |    |     |    |      |     |     |      |     |    |
|-----|----|-----|----|------|-----|-----|------|-----|----|
| 高知  |    | 德島  |    | 山和歌  |     | 富山  |      |     |    |
| 中村  |    | 脇町  |    | 田邊   |     | 七尾  |      | 金澤  |    |
| 中村  | 高知 | 脇町  | 德島 | 田邊   | 山和歌 | 輪島  | 七尾   | 高岡  | 魚津 |
| 高知縣 |    | 德島縣 |    | 和歌山縣 |     | 石川縣 |      | 石川縣 |    |
| 土佐  |    | 阿波  |    | 紀伊   |     | 能登  | 越中   | 加賀  | 越中 |
| 幡多  | 吾川 | 安藝  | 美馬 | 海部   | 名東  | 日高  | 和歌山區 | 名草  | 海部 |
|     | 高岡 | 香美  | 三好 | 板野   | 名西  | 西牟婁 | 伊都   | 有田  | 那賀 |
|     |    | 長岡  | 麻植 | 勝浦   | 那賀  |     |      |     |    |
|     |    | 土佐  | 阿波 | 那賀   |     |     |      |     |    |
|     |    |     |    |      |     | 珠洲  | 鳳至   | 鹿島  | 羽昨 |
|     |    |     |    |      |     | 射水  | 礪波   | 下新川 | 婦負 |
|     |    |     |    |      |     | 能美  | 江沼   | 上新川 | 河北 |
|     |    |     |    |      |     | 金澤區 | 石川   |     |    |







| 院   |    |      |      |     |       |      |       |     |    | 審   |     |    |     |     |     |     |    |    |    |   |  |  |  |  |
|-----|----|------|------|-----|-------|------|-------|-----|----|-----|-----|----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|---|--|--|--|--|
| 所   |    |      |      |     | 判     |      |       |     |    | 裁   |     |    |     |     | 訴   |     |    |    |    | 控 |  |  |  |  |
| 大分  |    |      |      |     |       |      |       |     |    | 福岡  |     |    |     |     |     |     |    |    |    |   |  |  |  |  |
| 中津  |    |      |      |     |       |      |       |     |    | 小倉  |     |    |     |     | 久留米 |     |    |    |    |   |  |  |  |  |
| 豆田  | 中津 | 杵築   | 竹田   | 佐伯  | 大分    | 小倉   | 柳川    | 久留米 | 福岡 | 福岡  | 久留米 | 柳川 | 小倉  | 福岡  | 福岡  | 久留米 | 柳川 | 小倉 | 福岡 |   |  |  |  |  |
| 大分縣 |    |      |      |     |       |      |       |     |    | 福岡縣 |     |    |     |     |     |     |    |    |    |   |  |  |  |  |
| 豐前  |    |      |      |     | 豐後    |      |       |     |    | 筑前  |     |    |     |     | 筑後  |     |    |    |    |   |  |  |  |  |
| 豐後  | 豐前 | 豐後   |      |     | 筑前    |      |       |     |    | 筑後  |     |    |     |     | 筑前  |     |    |    |    |   |  |  |  |  |
| 玖珠  | 下毛 | 東國東  | 直入   | 南海部 | 大分    | 遠賀   | 筑城    | 企救  | 山本 | 御原  | 夜須  | 穗波 | 福岡縣 | 福岡縣 | 早良  | 嘉麻  | 粕屋 | 宗像 | 宗像 |   |  |  |  |  |
| 日田  | 宇佐 | 速見ノ内 | 大野ノ内 | 北海部 | 北海部ノ内 | 大野ノ内 | 北海部ノ内 | 京都  | 中津 | 三池  | 下妻  | 上座 | 下座  | 那珂  | 上座  | 下座  | 那珂 | 上座 | 下座 |   |  |  |  |  |

| 大    |    |    |    |   |     |    |    |    |    | 大     |    |    |    |    |      |    |    |    |    |
|------|----|----|----|---|-----|----|----|----|----|-------|----|----|----|----|------|----|----|----|----|
| 崎    |    |    |    |   | 長   |    |    |    |    | 控     |    |    |    |    | 始    |    |    |    |    |
| 佐賀   |    |    |    |   | 長崎  |    |    |    |    | 本廳    |    |    |    |    | 鳥取   |    |    |    |    |
| 嚴原   |    |    |    |   | 福江  |    |    |    |    | 支廳    |    |    |    |    | 米子   |    |    |    |    |
| 嚴原   | 唐津 | 佐賀 | 福江 | 水 | 武生  | 平戸 | 島原 | 長崎 | 長崎 | 米子    | 鳥取 | 西郷 | 濱田 | 濱田 | 濱田   | 濱田 | 濱田 | 濱田 | 濱田 |
| 長崎縣  |    |    |    |   |     |    |    |    |    | 鳥取縣   |    |    |    |    |      |    |    |    |    |
| 對馬   |    |    |    |   | 肥前  |    |    |    |    | 壹岐    |    |    |    |    | 肥前   |    |    |    |    |
| 全國三郡 |    |    |    |   | 南松浦 |    |    |    |    | 西彼杵ノ内 |    |    |    |    | 長崎區  |    |    |    |    |
| 西松浦  |    |    |    |   | 基肄  |    |    |    |    | 養父    |    |    |    |    | 三根   |    |    |    |    |
| 佐賀   |    |    |    |   | 小城  |    |    |    |    | 杵島    |    |    |    |    | 神崎   |    |    |    |    |
| 藤津   |    |    |    |   | 神崎  |    |    |    |    | 藤津    |    |    |    |    | 藤津   |    |    |    |    |
| 區    |    |    |    |   |     |    |    |    |    | 郡     |    |    |    |    |      |    |    |    |    |
| 汗入   |    |    |    |   | 會見  |    |    |    |    | 八橋    |    |    |    |    | 日野   |    |    |    |    |
| 河村   |    |    |    |   | 久米  |    |    |    |    | 全國八郡  |    |    |    |    | 全國四郡 |    |    |    |    |
| 隱岐   |    |    |    |   | 石見  |    |    |    |    | 那賀    |    |    |    |    | 邑智   |    |    |    |    |
| 鹿足   |    |    |    |   | 邇摩  |    |    |    |    | 美濃    |    |    |    |    | 美濃   |    |    |    |    |







| 大 審 院       |     |     |     |       |       |       |         |       |     |
|-------------|-----|-----|-----|-------|-------|-------|---------|-------|-----|
| 所 判 裁 訴 控 函 |     |     |     | 函 館   |       |       | 控 訴     |       |     |
| 函 館         |     |     |     | 弘 前   |       |       | 始 審     |       |     |
| 八 戸         |     |     |     | 八 戸   |       |       | 本 廳 支 廳 |       |     |
| 壽 都         | 福 山 | 江 刺 | 函 館 | 八 戸   | 河 原   | 五 所   | 青 森     | 弘 前   | 澤 夕 |
| 函 館 縣       |     |     |     | 青 森 縣 |       |       | 治 安 府 縣 |       |     |
| 後 志         | 渡 島 | 後 志 | 渡 島 | 陸 奥   |       |       | 國 名     |       |     |
| 島 牧         | 松 前 | 久 遠 | 檜 山 | 三 戸   | 北 津 輕 | 東 津 輕 | 西 津 輕   | 區 郡 名 |     |
| 壽 都         | 太 櫓 | 瀨 棚 | 龜 田 | 上 北ノ内 | 下 北   | 上 北ノ内 |         |       |     |
| 歌 棄         | 奧 尻 | 茅 部 |     |       |       |       |         |       |     |

| 大 審 院         |       |     |     |       |       |     |       |       |     |
|---------------|-------|-----|-----|-------|-------|-----|-------|-------|-----|
| 所 判 裁 訴 控 城 宮 |       |     |     | 盛 岡   |       |     | 山 形   |       |     |
| 秋 田           |       |     |     | 磐 井   |       |     | 酒 田   |       |     |
| 大 曲           |       |     |     | 磐 井   |       |     | 米 澤   |       |     |
| 大 曲           | 本 庄   | 秋 田 | 磐 井 | 宮 古   | 盛 岡   | 酒 田 | 米 澤   | 新 庄   | 山 形 |
| 秋 田 縣         |       |     |     | 岩 手 縣 |       |     | 山 形 縣 |       |     |
| 羽 後           |       |     |     | 陸 前   | 陸 中   | 陸 中 | 陸 奥   | 陸 中   | 羽 前 |
| 仙 北           | 由 利   | 川 邊 | 氣 仙 | 北 磐 井 | 二 戸   | 稗 貫 | 飽 海   | 東 田 川 | 最 上 |
| 平 鹿           | 南 秋 田 | 膽 澤 | 江 刺 | 西 閉 伊 | 南 紫 波 | 越 後 |       |       |     |
| 雄 勝           |       |     |     | 那 麻   | 河 沼   | 安 積 |       |       |     |



|               |         |         |         |         |         |         |         |         |         |
|---------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 大 審 院         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |
| 函 館 控 訴 裁 判 所 |         |         |         |         |         |         |         |         |         |
| 札 幌           |         |         |         |         | 根 室     |         |         |         |         |
| 札 幌           | 浦 川     | 增 毛     | 小 樽     | 岩 内     | 根 室     | 厚 岸     | 根 室 縣   | 石 狩     | 釧 路     |
| 札 幌 區         |         |         |         |         | 根 室 縣   |         |         |         |         |
| 札幌            | 日 高     | 天 塩     | 北 見     | 後 志     | 千 島     | 北 見     | 釧 路     | 釧 路     | 釧 路     |
| 札幌            | 全 國 七 郡 | 全 國 六 郡 | 宗 谷 枝 幸 | 高 島 忍 路 | 全 國 八 郡 | 斜 里 網 走 | 全 國 七 郡 | 全 國 七 郡 | 全 國 七 郡 |
| 札幌            |         | 利 尻 禮 文 | 美 國 積 丹 | 古 宇 岩 内 |         | 常 呂 紋 別 |         |         |         |

右各裁判所の位置及び區畫表を以て何れの土地の者は何處の治安裁判所の管轄にして其の治安裁判所は何處の始審裁判所の管轄なるか又其の始審裁判所は何處の控訴裁判所の管轄なるか分明に之を知ることを得可し而して本表は大に編者の意を用ひたるものなれば讀者に於て頗る益する所ある可し何ぞやペーシ即ち紙の移り更りの柱線あるものは其の處にて切りたるものにして其の柱線のなきものは前後に接續するものなることを表したるものなり又本表の周圍に鱗畫を用ひたるは其の内皆な大審院の管轄に屬することを知らしめたるものにして豎線双柱は各控訴裁判所の區畫なり同トく豎線太單柱は各始審裁判所本廳の區別を示したるものにして又同トく豎線細單柱は各始審裁判所支廳の區畫及び各治安裁判所の區別を表したるものなり而して其の始審裁判所支廳と治安裁判所の區別は豎線の長短を見て知る可く又横線の何に屬するかは始め指定したる所を参照して之を知る可し斯く意を用ひたるものなれば一目瞭然其の區畫の如何

九三



○四  
を知る可きなり

○第四章 訴答文例

△凡ろ訴訟を起す者の之を原告と云ひ訴訟を受くる者之を被告と云ふ控訴上告も皆同一然れども時としての控訴原告者を控訴者と云ひ控訴被告者を被控訴者と云ひ上告者を上告人と云ひ上告を受くる者を被上告人と云ふ是れ其名を異にするも其實皆原告被告の二を出てす又原告となり訴を起すを起訴と云ふ此起訴の手續をなす被告となりて之に答書を附さんと欲するもの訴答文例の法式に據て之を行ふべし凡ろ民事訴訟の始め治安裁判所へ勸解を願ふを通例となす其勸解の簡便を主とするを以て敢て訴答文例の法式に據らざるも足れりとす其法式の勸解手續の部に於て詳記すべし訴答文例の原被共に訴狀を作る法式を示す者にして發布以

來度々れ改正刪除あり今の其緊要なる箇條而已を掲ぐ

○訴答文例 明治六年七月十七日  
第二百四十七號布告

第一卷 原告人の訴狀

第一章 原告人より被告人の住所身分の書付を取る事

第一條 訴訟を爲さんとする原告人の其管轄の村<sub>町</sub>役所の添翰を以て被告人の現住管轄の村<sub>町</sub>役場<sub>又</sub>至り被告人の見分の書付を取たる後訴狀を作る可し若し住所氏名身分明瞭ならん其書付を取るに及んず住所との某<sub>府</sub>管下某國某郡某村<sub>町</sub>住居又の寄留と記するの類

身分との官名役名華族士族神職僧尼百姓何職何商賣何渡世と記すの類

若し一戸の本主<sub>又</sub>非すして子弟又の厄介の類の某の子弟又の某の厄介と記す可し

○訴答ノ手續

四



第二條 原告人被告人と管轄を異にし道路絶隔ならん原告人我  
管轄の村<sup>町</sup>役場に願ひ役場の交通を以て被告人の氏名住所身分  
の書付を取るも亦た妨げ無しとす但し役場交通の入費は原告  
人より償ふへし  
(但書略す)

第二章 代書人を用ふる事へ編者曰く此章三四五條の明  
治七年第七十五號布告及び八年十三號布告を以  
て消滅す

第三章 訴訟の定則の事

第六條 訴訟を作るに左の定則に循ふへし

第一 訴狀の簡明確實にして憑據と爲す可き事件を掲げ文節  
冗長ならざるとに注意し自己の想像を以て踪跡なき事件を述  
ぶるを得ず

第二 一切の訴狀の首に原被告人の氏名を記し住所身分を肩  
書にし其末に年月日を記し原告人署名捺印すべし(附録第一  
號を見合)

第三 訴狀の末に署する氏名の其本人自署すべし若し自署す  
ると能はざる時の其旨を氏名の肩に記すべし

第四 訴狀の十六行にして一行十五字詰に認め正副二通を具  
す可し但外國人の訴狀の銘々英佛語を以て認るとを得べし  
其日本翻譯の裁判所に於て正副二通を認め其手数料を取立  
つべし

第五 被告人の住所呼出を受くべき裁判所の八里の距離外に  
在る時の其里數を被告人の氏名の左側に記載すべし若し八  
里以内なる時の其里數を記載するに及ばず

第四章 訴狀の書式の事

○ 訴答ノ手續



四四 第七條 貸附米金等淹滞の訴狀

貸附米金等淹滞の訴狀ハ住所氏名の次に米金元利の計算と渡したる年月日とを標記し次に証書の全文を寫載し次に期を過ぎて返濟せざる事情を書すべし(附録第二號を  
見合すべし)田畠を貸渡したる小作米金又ハ物品の損料金又ハ諸種の立替金又ハ召抱人等の引負又ハ職人等の前貸米金又ハ貸地貸家等を引取らんとするの訴狀も亦本文に照す可し

但以下十九條迄原告外國人なるときハ其訴狀の趣意并願意を簡明に記載すべし

第八條 預け米金淹滞の訴狀

預け米金淹滞の訴狀も住所氏名の次に米金の員數と預けたる年月日とを標記し次に其証書の全文を寫載し次に違約して返濟せざる事情を書す可し

借地等の敷金又ハ妻及ハ養子女等の持參金又ハ實家若クハ親族等の仕送金を受取んとするの訴狀も亦本文に照すべし

第九條 賣掛代金淹滞の訴狀

賣掛代金淹滞の訴狀も住所氏名の次に金高を標記し次に其帳面總計の高を出し次ハ違約淹滞したる事情を書す可し(附録第三號を  
見合す)

第十條 手附金賣買違約の訴狀

諸物品を買い手附金を渡して定期限内に殘金を渡さんとする時に至り被告人違約して諸物品を渡さざるの訴狀も住所氏名の次に買付たる物品の總高次に手附金を渡したる年月日及ハ殘金を渡し物品を受取可き約定期限の年月日を標記し次に約定書の全文を寫載し次に違約の事情を書す可し(附録第四號を  
見合すべし)諸物品を賣り手附金を受取約定期限に至り殘金を受取るべき

○訴答ノ手續



ときよ被告人違約して殘金を渡さざるの訴狀も住所氏名の次  
よ手附金を受取たる年月日及殘金を受取り物品を渡すへき約  
定期限の年月日を標記し次に約定書の全文を寫載し次よ違約  
の事情を書すへし(附録第五號を  
見合すへし)

第十一條 受負料淹滞の訴狀

諸職業受負淹滞の訴狀も住所氏名の次よ受負たる年月日と受  
負の金高と既に受取りたる金數と未だ受取らざる金數とを標  
記し次に約定書の全文を寫記し次に違約の事情を書す可し

第十二條 奉公人違約の訴狀

奉公人に年期を約し前金を渡し其期未滿内に其家を出て還ら  
ざる者を取返さんとするの訴狀も住所氏名の次に抱入れたる  
年月日と約定の年期と前渡し金の數とを標記し次に其證書の  
全文を記載し次に違約の事情を書す可し

職業傳習の弟子職業鍊熟の後禮奉公の年期を約し年期未滿  
内に其家を出て還らざる者を取戻さんとするの訴狀も亦本條  
に照す可し奉公人又ハ弟子奉公の者等其主人師匠より受取る  
可き給米金淹滞の訴狀も又本條に照すへし

第十三條 專賣免許を犯したる訴狀

專賣の免許を得たる者より他の模倣密賣する者を差留んとす  
るの訴狀も住所氏名の次に專賣免許を得たる年月日と免許を  
受たる役所の名と專賣免許の年限とを標記し次に免許の証印  
又ハ證書を寫載し次よ其密賣の事情を書す可し(第二項略す)

第十四條 商社中取引の訴訟

商社中甲の商人より乙の商人に對し各種の取引の米金又ハ物  
品の類にて乗合商賣と稱する者も證書確實なる者ハ之を訴る  
とを得へし其訴狀ハ取引の模様ハ付き各種の本條に照すへし

○訴答ノ手續



(第二項略す)

第十五條 夫妻離別の訴狀

夫妻離別の訴狀も住所氏名の次は夫妻の氏名生年及び婚姻の年月日を標記し次に其戸長役場に届置きたる戸籍人別を寫載し次に離姻を爲すべき原由を書す可し

原告人夫なれり其父母若し父母在らざれば祖父祖母在らざれば尊族の親尊族の親在らざれば同等の親同等の親在らざれば卑族の親卑族の親あらざれば近隣又り朋友の内二人以上の奥書連印を爲す可し(附録第六號を  
見合すへ)

原告人妻なるも前條に照して其父母親族等より訴ふへり若し事危急に出て親族等に告るに暇なき時の自ら訴ふる事を得可し

第十六條 養子女離別の訴狀

養子女を離別するの訴狀も住所氏名の次に養父母及び養子女の生年と其養子女と爲したる年月日を標記し次に原被双方の戸籍人別を寫載し次に離別す可き原由を書し原告人親族在らざれば近隣又り朋友の内二人以上の奥書連印を爲す可し  
本生父母より養子女を取戻さんとするの訴狀も本條も照す可し(以下略す)

第十七條 家督相續の訴狀

家督相續を争ふ訴狀も住所氏名の次に亡父母の死亡の年月日生父母の其生年と原被告人生年とを標記し次に其原被雙方の戸籍人別と讓渡遺狀等の証書あれり其全文を寫載し次は自己相續すべき條理と被告人相續す可き條理なきことを書す可し(附録第六號を  
見合すへ)

第十八條 田畠山林等賣買違約の訴狀

○訴答ノ手續



田島山林屋敷建家等を買ひ之を受取らんとするの訴狀及び貸地貸家を取戻さんとするの訴狀も第十條の第一項に照す可し  
田島山林建家等を賣り之を引渡して其代價を受取らんとするの訴狀も第十條の第二項に照す可し

第十九條 經界を争ふの訴狀

國郡鄉村山川田宅等の分界を争ふ訴狀も住所氏名の次に其舊記繪圖の枚數を標記し次に被告人の非理を書す可し

舊記繪圖の寫の別冊と爲し目錄を附し各番號を朱書す可し  
繪圖の色を以て區別し原告の區域の淺紅色を用ひ被告の區域の黄色を用ひ争ふ所の區域の黄色を用ひす其他の經界の別色を用ゆ可し(附録第七號を  
見合すへ)但し第七條但書を見る可し

第二十條 控告の訴狀

原被告人豫審又の終審の裁判言渡を受け其裁決に服せずして

之を上等の裁判所へ控告せんとするの訴狀は住所氏名の次に訴訟の題目と其年月日と裁判所に呼出したる度數其年月日と訟廷に臨きたる裁判役の氏名を知るを得べきに於て之を記載し次に其裁判言渡書の寫と裁決に服せざるの旨趣とを書し且つ前訴狀の寫を別冊と爲し訴出可し

第五章 一冊の訴狀の一事事件止る可き事

第二十一條 原被告人共人員多少に拘らず訴狀の一事を一冊に書するに限る可し又原告人一名にして同時多數件を訴ふるも訴狀を各冊に作る可し

第六章 一冊の訴狀にして二件以上を合すを得る事

第二十二條 貸借二事以上にして原被告人共別人に非れの一冊の訴狀にして二件以上を合すを得可し

第七章 原告人連名の訴狀の事

〇訴答ノ手續



第二十三條 債主連名の證文を以て米金等を貸付たる訴狀の連名を以て訴ふ可し若し債主連名の三人なるを一人にして訴ふる時の他の二人より依頼の證書を以て訴ふへし(附録第八號を  
見合すへし)  
第二十四條 債主二人以上にして管轄を異にする者ならん甲の管轄に訴ふるも乙の管轄に訴ふるも其便宜お從ふへし

第八章 連名の被告人を訴ふる事

第二十五條 負債主連名の借用證書を以て貸渡したる米金等の訴狀の連名の人數を盡く相手取る可し

第二十六條 負債主連名中若し失踪死亡等にて相續人なき者あらし連名の末は其人名を記し年月日失踪死亡等の事を其者の管轄戸長某より承ると記載す可し(附録第九號を  
見合すへし)

第二十七條 負債主の連名中管轄を異にする者あらし甲の管轄に於て審判するを願ふも乙の管轄に於てするを願ふも原告人の

の情願に任す可し

第九章

讓證文を以て訴ふる事(編者曰く此章第二十八條及二十九條本文の明治九年第九十九號布告を以て消滅す但し二十九條但書の之存す)(注意の項を見るへし)

第十章

代言人の事(編者曰く此章第三十條第三十一條第三十二條の明治九年第十八號布告を以て消滅す)

第二卷 被告人の答書

第一章 答書の定則の事

第三十三條 答書を作るよの左の定則に従ふへし

第一 被告人裁判所の呼出狀と共に原告人の訴狀を受取る時原告人の陳述する所條理あらば速に熟識し原告人之を許諾せ

○訴答ノ手續



ハ解訟を請ふ事を得ヘシ其場合に於てハ熟議解訟の答書を作  
リ之を裁判所に呈すヘシ(第四十七條及四十八條を見合すヘシ)

第三 原告人の述る處非理不實にして辨解すヘキ確證あらハ  
其書類の全文を寫載シ次ハ非理不實の事を書すヘシ

第四 答書の首ハ被告人の氏名を記シ住所身分を肩書にシ答  
書の末に年月日を記シ署名捺印すヘシ(附録第十三號  
を見合すヘシ)

第五 答書 末に署する氏名ハ其本人の自筆を用ゆ可シ若シ  
本人自署すると能ハサるときハ其旨を氏名の肩に記す可シ

第六 答書の十六行にして十五字詰に認め正副二通を具す可  
シ

第二章 代書人を用ゆる事(編者曰ク此章第三十四條ハ  
明治七年第七十五號布告を以て消滅す)

第三章 代言人の事(編者曰ク此章ハ亦た前卷第十章と  
同く消滅す)

第四章 原告人の返り證文を所有シたる答書の事

第三十八條 負債主米金等を返濟するに債主原の記書を還附セ  
ざるを以て二重の催促をなす訴訟ハ被告人其答當に返り証文

(返り証文ハ債主より原の証書を還附せず  
シて其米金受取の証書を交附するを云ふ)を寫載シ次に原告人二重の  
催促を爲シたる旨を書す可シ

第三十九條 (略之)

第五章 原告人より返濟延期の約を破リたる答書の事

第四十條 借用の米金等を返濟す可キ期限ハ至リ負債主より債  
主に熟議して返濟延期の約を結ビ其証書ハ押印を爲シたる債  
主より其約を破リ本證文に據リ訴ヘたる答書の對談一冊(對談  
ハ返濟延期  
の証書を云ふ)あるとを記シ次に其証書の全文を寫載シ次ハ原告  
人の約を破リたるとを書すヘシ

○訴答ノ手續



六五 第四十一條 (略之)

第六章 原告人證書を偽造したる答書の事

第四十二條 被告人の證書を原告人偽造したる答書の其偽造を證する爲に管轄町の役場に届け置きたる年月日の人別帳の寫を記載し次に此人別帳の印と證書の印と相違したる旨を書す可し

第七章 經界を争ふ答書の事

第四十三條 國郡鄉村山川田宅等の分界を争ふ答書の方法の第十九條を照すへし

第八章 既訴へられたる事件に未だ訴へざる事件を接續する事

第四十四條 負債主米金を返濟すへき期限を過て返濟せざるを訴へられたるに別に其債主より請取るへき米金ありて其請取る可き期限も亦た過き未だ訴へすと雖も双方均く返濟の約期を破りたるを以て兩件を接續し差引の計算を爲さんとする答書の負債主より其別に請取るへき米金の證書を寫載し次は差引計算を爲すの旨を書す可し

第四十五條 (略之)

第九章 對決前熟議解訟を爲したる答書の事

第四十六條 被告人訴狀に對し辨解すると能はざる者の速に原告人と熟議し對決前熟議解訟を爲したる答書の原告人承諾の奧書連印を爲さしむへし(附録第十四號  
を見合すへし)

第四十七條 前條の場合にて貸借淹滞の訴に起る解訟の答書の償の既濟又ハ未濟と雖も更に延期の約を結ひたる等の前條に照す可し各種違約の訴訟ハ原被雙方の熟和に至り又ハ更に改定の條約を立たる等も亦前條に照す可し

○訴答ノ手續



第十章 對決前返濟延期の約を爲したる答書の事

第四十八條 原被告人對決審判前に被告人より負債を返濟するの延期を請ひ原告人之を承諾し其審判を仰かす延期の日に至り完く返濟するの後解訟の證書を呈せんとする者の其答書に延期の旨趣を書して原告人承諾の奥書連印を爲さしむへし

(附録第十五號  
を見合すへし)

第十一章 對決前親戚又の朋友より代償の延期を約して解訟を爲したる答書の事

第四十九條 原被告人對決審判前に被告人の親族又の朋友より被告人の負債を延期代償せんとを請ひ原告人之を承諾せし熟議解訟の答書に其延期代償の旨趣を書し代償人及原告人の奥書連印を爲さしむへし(附録第十六號  
を見合すへし)

第十二章 對決前親族又の朋友より代償延期の約定を爲

したる答書の事

第五十條 原被告人對決審判前に被告人の親族又の朋友より被告人の負債を延期代償せんとを請ひ原告人之を承諾して其審判を仰かす延期の日に至り全く返濟するの後解訟の證書を呈せんとする者の其答書に延期代償の旨趣を書し代償人及び被告人の奥書連印を爲さしむ可し(附録第十七號  
を見合すへし)

△凡る訴訟の人民の權利義務に關する緊要の事柄なれし之を審理するにの擲重にも擲重を加へざるへからず又た之に幾多の時日を費して原被双方の不利損害を醸すへからず而して裁判官をして此二事を務めしむるにの訴狀の法式を嚴正より一目して審判し易からしむるを要す是れ訴答文例の因て起る所以なり

△訴訟の文体の簡明確實なるべきの固よりのとなれとも第一  
○訴答ノ手續



に注意すべきの證據物件となり元來訴訟の勝敗の一に証據の確定なると否とに由るものなれ、些細の証據たりとも苟も我か理論を表明するに足るもの、洩さす之を記入すべし、又た我れに利ある證據物にても却て被告の利となることもあれ、是等の證據の能く々々注意して取捨を爲すべし、總て原告の訴狀のどこまでも自己の權利あると及び被告の權利なきと等を極論布敷するも可なれども被告の答書の成るべく原告の立論に對して答議駁説するに止まり敢て其他を論せざるを可とす

訴答文例中訴狀を作る法式に直接の關係なき條項の之を略したれども今玆に注意の爲め、其要旨を略記せんに諸商工の株式と稱する者の固より專賣免許を得たるものにあらずるが故に其所有者の假令自己に妨げある他の商業の起ると

あるも之を差留るの權なし(第十三條第二項)先に開きし商社の妨げとなるべき商社の後日起るとあるも先よ開きし商社の之を差留るの權なし但し專賣免許を有する商社の此限にあらず(第十四條第二項)養子女取戻の訴に付生本父母在らざるときは其親族即ち實家の親族を云ふより訴ふるとを得べし、養子女より養父母を相手取り自ら離別を請ふの訴をなすとを得す(第十六條第二項末文)第三十八條は謂ふ所の「返り証文」に於て唯だ米金等を受取りたるのその文字を記し貸付の米金を受取りたる確證の文字なく又他の憑據とす可き証跡なき時の返り証文の効なきものとす(第三十九條)第四十條に謂ふ所の(原告人より返濟延期の約を破りたる)との原告人が先きよ延期を承諾しながら忽ち翻て其約を破りたる場合を云ふものよして負債主先自ら其約を

〇訴答ノ手續



破て己れの利益を棄てたる時に於て原告亦た從て其約を破りたるを稱して云爾するを得す(第四十一條)負債主甲某債主乙某より借用したる米金を返濟すべき期限を過ぎて訴へられたるに答ふるに當り甲某其借用したる米金の更丙某に貸附け其期限を過ぎ返濟せざるを以て丙某の返濟を爲す可き米金を以て乙某に返濟せんことを答ふるを許さす何となれむ乙の貸す所の者甲より丙に非ず丙の借る所の者の甲にして乙に非らざるを以てなり(第四十五條)

第二十九條の但書を除くの外明治九年第九十九號布告を以て削除せられたり今舊文を左に掲ぐ

第二十九條 父母祖父母等の貸附証文等の其家の相續を爲したる者も非れを其子孫より貸附証文を所持せし雖も父母祖父母等の讓渡したる證書なき時の之を訴ふるとを得す(以上削

除)但し外國人の其本人の國法に従ひ正しき權を得へ(以上存在)

○訴答文例附録

第一號

訴狀表紙の式(美濃大半紙又は右寸法は等しき紙を用ゆへ)

|       |    |    |    |
|-------|----|----|----|
| 年月日   | 住所 | 身分 | 氏名 |
| 某 訴 狀 |    |    |    |

某訴狀との假令の貸金の淹滞を訴ふるの貸金催促の訴狀と記し流質地の争訟の流質地引渡催促の訴狀と記すの類訴狀の式

○訴答ノ手續

住所 身分



某訴

原告人 氏名

住所 身分

被告人 氏名

標記云々

右原告人氏名申上候云々

年月日

氏名 印

某裁判所長

氏名

第二號

貸金催促の訴狀

住所 身分

原告人 氏名

貸金催促の訴

住所 身分

氏名

一元金何圓 (年月日貸附  
年月日期限)

一利金何圓 一年又ハ一月幾分の利  
合何圓

右証文の寫左の如ク  
借用証文

一金何圓  
右云々

借主 氏名

証人 氏名

貸主名宛

右原告人氏名申上候云々

住所 身分

○訴答ノ手續



年月日  
某裁判所長  
氏名  
氏名 印

第三號

賣掛代金淹滞の訴狀

住所 身分  
原告人 氏名

賣掛代金淹滞の訴

住所 身分  
氏名

一金何圓

右賣掛帳の總計高に御座候  
但帳面に被告人の証印有之候  
若賣掛帳に非すして証文なれり其証文全文の寫  
を出すへし

右原告人氏名申上候云々

年月日

某裁判所長

氏名

氏名 印

第四號

買附米引渡違約の訴狀

住所 身分  
原告人 氏名

買附米引渡違約の訴

住所 身分  
被告人 氏名

一米何石 (年月日買取約定済  
此度受取る可き石高)

代金何圓 (一石に付  
何圓換)

○訴答ノ手續  
内何圓年月日手附金として渡濟  
殘何圓年月日限現米引替は渡すへき約定



右約定証書の寫左の如し  
証書云々  
右原告人氏名申上候云々  
年月日  
某裁判所長  
氏名

氏名印

第五號

賣附生系代金引渡違約の訴狀

賣附生系代金引渡違約

住所 身分  
原告人  
住所 身分  
被告人

氏名  
氏名

一金何圓(年月日限生系引換よ  
て受取るへき殘金高)

元金何圓(年月日生系何斤  
賣附約定の金高)

但何斤に付何圓替

内何圓(年月日手附と  
て受取濟)

右約定證の寫左の如し

證書云々

右原告人氏名申上候云々

年月日

某裁判所長

氏名

氏名印

第六號

妻離別の訴狀

住所 身分

原告人

氏名

○訴答ノ手續



妻離別の訴

住所 身分  
被告人 氏 名

夫氏名 當何歳

妻氏名 當何歳  
何月日娶ル

某御役所に差出置候年月日の戸籍人別帳の寫左の如し  
人別帳云々

右原告氏名申上候云々

年月日 氏 名 印

前書申上候處相違無御座候

年月日 住所 身分  
原告人の祖 氏 名 印  
父母父母等 氏 名 印

某裁判所長 氏 名

第七號

經界を争ふ繪圖の式

年月日の原圖 何枚の一

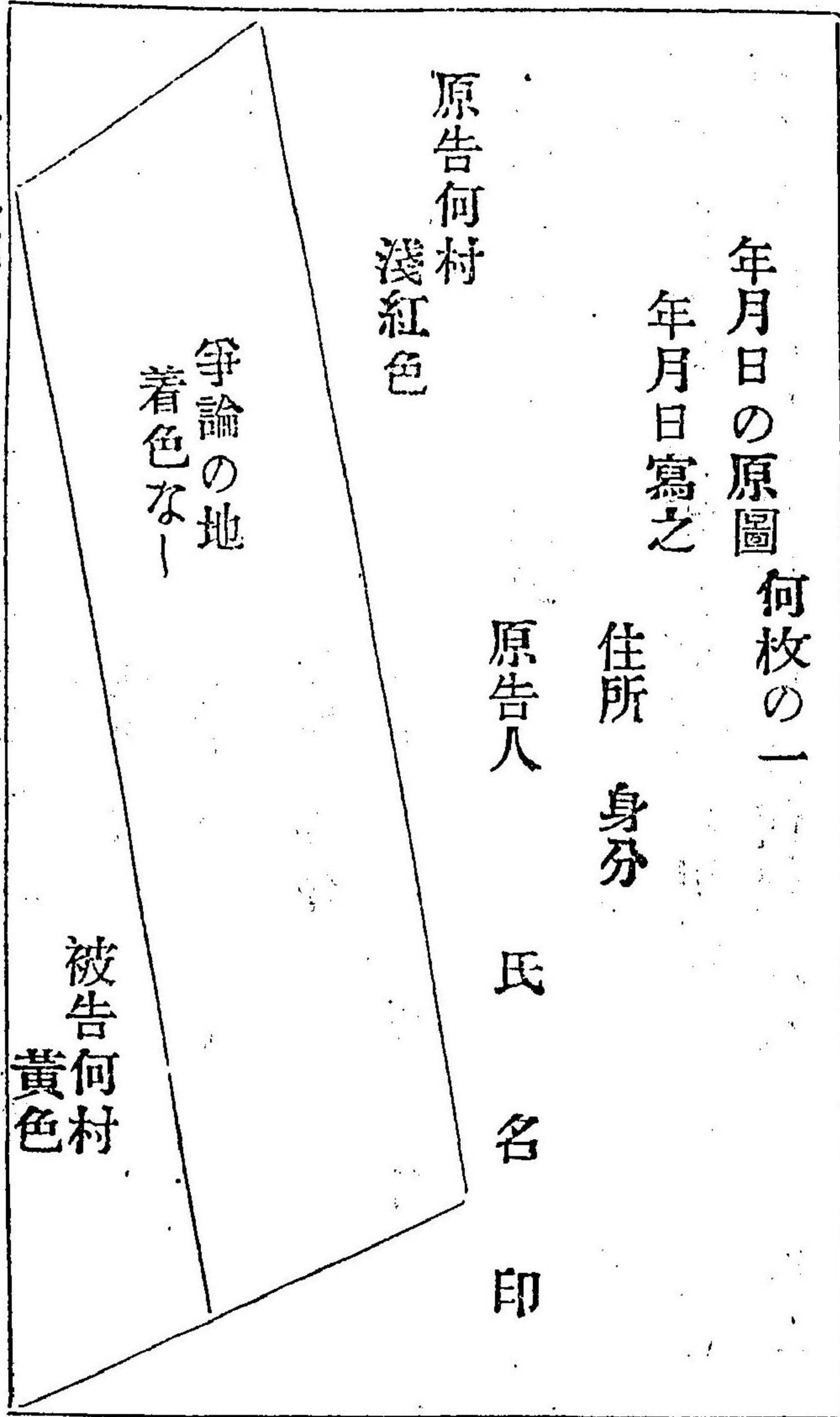
年月日寫之

住所 身分

原告人 氏 名 印

原告何村

淺紅色



第八號  
〇訴答ノ手續



原告三人以上なるを一人に任ずる訴狀

住所 身分

原告人 氏名

某ノ訴

住所 身分

被告人 氏名

標記云々

右原告人氏名申上候云々

年月日 氏名 印

前書ノ儀原告私共連名よて御願可申上等に御座候處病氣云々にて難罷出に付何の誰へ總代相頼候然る上の何ノ誰より申上候事柄並に御受仕候事柄共後日に至り私共より異議申上間敷候爲後証奥印仕候

住所 身分

年月日 氏名 印

住所 身分

氏名 印

某裁判所長

氏名

第九號

被告人連名中脱走又ハ病死人あるの訴狀

住所 身分

原告人 氏名

某の訴

住所 身分

被告人 氏名

元住所 身分

〇訴答ノ手續



被告人 氏名

右何の誰ハ年月日脱走致候段何村

役人何の誰より承知仕候

住所 身分

被告人 氏名

右何の誰ハ年月日死亡致候段何村

役人何の誰より承知仕候

右原告人氏名申上候云々

年月日

氏名 印

某裁判所長

氏名

第十號 讓證文を以て催促する訴狀 (編者曰本號ハ明治九年第九十九號布

告を以て削除せらる)

第十一號 代言人を頼む訴狀 (編者曰本號ハ明治九年第十八

第十二號 一時假りの代言人を出す

證書 (編者曰本號も亦前號と同)

第十三號

答書表紙の式 (用紙寸法第一號 訴狀の法の如)

年月日

某の答書

住所 身分 氏名

答書の式

○訴答ノ手續



某の答

住所 身分

被告人 氏 名

右住所身分何の誰何々の儀訴出候よ付今何日御呼出之  
御狀拜見仕御答申上候

私儀云々

證據の書類あらへ其寫を記載すへ

右之通御座候

年月日

氏 名 印

某裁判所長

氏 名

第十四號

對決前熟議解訟の答書

住所 身分

被告人 氏 名

某の訴濟口の答

右住所身分何の誰何々の儀訴出候よ付今何日御呼出の  
御狀拜見仕原告人へ熟談濟方仕候趣申上候

私儀

年月日

氏 名 印

前書被告人何の誰より申上候通熟談濟方仕候に付此上  
對決の御裁斷不奉願候

住所 身分

原告人 氏 名 印

年月日

某裁判所長

氏 名

○訴答ノ手續



第十五號

對決前返濟延期の約定を爲したる答書

住所 身分

被告人 氏 名

某の訴濟口日延の答

右住所身分何の誰何々の儀訴出候よ付今何日御呼出の御狀拜見原告人へ熟談の上濟方日延約定仕候段左の通御座候

私儀云々

年月日

氏 名 印

前書被告人何の誰申上候通熟談の上濟方日延約定仕候に付來何年何月何日迄御裁斷御猶豫奉願候

住所 身分

年月日

原告人

氏 名 印

某裁判所長

氏 名

第十六號

對決前他人代償の延期を約したる解訟の答書

住所 身分

被告人 氏 名

某の訴何の誰より日延代償にて濟口の答

右住所身分何の誰何々の儀訴出候に付今何日御呼出の御狀拜見仕原告人熟談の上親族中何の誰より日延代償約定仕候段左に通御座候

私儀云々

○訴答ノ手續



年月日 氏名印  
前書被告人何の誰申上候通私共より日延代償の約定仕候段相違無御座候

年月日 住所 身分 代償人 氏名印

前書被告人何の誰申上候通私共承諾仕候に付此上對決の御裁斷不奉願候

年月日 住所 身分 原告人 氏名印

某裁判所長 氏名

第十七號

對決前他人代償の延期を約したる答書

住所 身分

被告人 氏名

某の訴何の誰代償濟口日延の答

右住所身分何の誰何々の儀訴出候に付今何日御呼出の

御狀拜見仕原告人へ熟談の上親族朋友中何の誰より代償濟

方日延の約定仕候段左の通御座候

私儀云々

年月日 氏名印

前書被告人何の誰申上候通私共より代償濟方日延の約定仕候段相違無御座候

年月日 住所 身分 代償人 氏名印

前書被告人何の誰申上候通熟談の上何の誰より代償濟

〇訴答ノ手續



方日延約定仕候に付來何年何月何日迄御裁斷御猶豫奉願候

住所 身分

年月日

氏 名 印

某裁判所長

氏 名

第十八號

外國原告人の訴狀

本國住所身分

訴 狀

原告人

氏 名

住所 身分

被告人

氏 名

右原告人氏名より右被告人氏名に對し當御裁判所へ左の通訴訟申上候

第一云々

但し訴訟の根源事實の大略を明白に認むへし

第二云々

若し其事實混交して長文なるときは第一第二

第三云々

第三と之を區別すへし

依之原告より御裁判所へ云々被成下度願上候事

但し何等の處置へ原告人の所願に候や金子の拂か其金高何程か右判然と認む其他公正の御裁判を願の趣を認むへし

日本地名

原告人

氏 名 花 押

年月日

若し原告人の代言者あるとき左の如く加判すへし

代言者

氏 名 花 押

某裁判所長

氏 名

○訴答ノ手續



## ○第五章 訴訟手續

△原告の起訴の手續をなす被告の之に答書を附したるときは裁判所の日時を指定して原被告の對審を開かる其對審の模様は何れの裁判所に於けるも同一なり先づ其模様を述べん原告對審の時の原告先づ其証憑を提供して起訴の趣旨を辨明し併て其要求する處を陳述すへ原告の陳述終りたる後被告に於て原告は質問せんとすることあるときは裁判官に請求し其許可を得て之を爲すべし被告は於て別段原告に質問すべきことなく又既に其の質問を終りたるときは其の証憑を供出して答辨の旨趣を陳述すべし

原被告に於て各其訴答の旨趣を陳述し終れり原被告の間答并に証據人あれの其訊問を爲すへし  
証據の最初訴狀若くの答狀と共に提供せざるも審理中何時も

ても之を供出するを得べし若し証據人或の引合人を要するときの裁判官は請求して之を法庭に連れ出し立証せしむるを得裁判官の訊問を受くるときは原被告の勿論証據人といへども其訊問に對し返答をなさざる可からず然れども本訴は關係なき事項の訊問に對しては或は其返答をなさざるを得へし  
証據人の陳述の凡て之を其口供に登記せしむ然れども原被告の陳述の必ずしも然るにあらず故に若し相手方の陳述を證據若くの論點となさんとするときの裁判官に請求して之を相手方の口供中に記載せしむへし自己の申立に於けるも亦た同一事實の訊問證據の檢閲全く終れり原被告の論辨をなすへし其論辨の口頭を以てなすも書面を以てなすも原被告の隨意たるへしといへとも裁判官は於て其一を擇むるときは之に従はざるへからず

## ○訴訟ノ手續



原被告各其論辨を終れ、其旨を裁判所に上申すへ、原被告の論辨の全く終ると雖とも尙ほ裁判官の原被告を召喚して訊問なすとあるへ、裁判官に於て訊問をなすへきともなく原被告に於て申立つへきともなきに至るときの之を結審と名つけ結審ありたるとき、特別の理由あるをあらされ、証憑を提供し、論辨をなすを許さざるを通例とす

訴訟結審に至るときは裁判の言渡をなす

裁判の始審裁判あり又終審裁判あり其控訴するを得る裁判を始審裁判と云ひ其控訴するを得ざる裁判を終審裁判と云ふ又始審裁判の出訴期限内に控訴せざりし者並に終審裁判の之を確定裁判と云ふ又裁判に本案の裁判あり豫審裁判あり原告の訴求する主たる事件に對し其の曲直を判定するを本案の裁判と云ひ裁判所の權限裁判官の身上原告若くは被告の資格起

訴の手續訴答狀の文例若くは法式等と關する事の如き原告の請求する本案と關せざる事柄なれとも先づ之を判定せされ、其本案の裁判を爲す能はざるを以て本案と先立て其是非曲直を判定するを豫審裁判と云ふなり

民事の裁判の成文の法律なきもの、習慣に依り習慣なきもの、條理を推考して之を爲す又裁判官の裁判したる言渡及ひ頒布せる布告布達を除くの外、諸官省隨時事と就ての指令の將來裁判所の準據すへき一般の定規とするを得す

以上述べたる所の何れの裁判所も通し用ふへき者なり尙ほ左に裁判所取締規則を掲載して原被告對審の節の用は供す

○第一節

裁判所取締規則 明治七年五月廿日  
司法省甲第九號達

七八 第一條 訟庭の訴訟口詰必ず出席し訴訟人を順序に呼込て裁判

○訴訟ノ手續



所の命は従ひ失敬又の紛聞の事あらざる様取締を爲すへき事  
 第二條 原被告人を始め代言人等總て訟庭は出る者の呼込の次  
 第は従ひ沈黙整列し裁判官出席すれは各々起て禮を爲すへし  
 第三條 原被告共其事情を餘蘊なく幾回も詳細に陳述すへしと  
 いへとも互に先づ發言する者の言終りたる後是非されは更  
 其言を發すへからず

第四條 凡そ進退動作之輕躁は涉らざる言語の憤怒高激は涉らす  
 諄々として其事情を陳述し且裁判官は對して尊敬を致すに注  
 意すへし

第五條 前條に記載したる事を守らず裁判官は對し尊敬を欠く  
 者あるときは裁判官直に譴責を加ふへし

第六條 譴責を加ふべき者あるときは其裁判を中止し犯則は關  
 係なき者の一旦扣所は退かすめ然る後犯則の者を譴責すへし

第七條 裁判官を罵る者あるときは前條の如く其裁判を中止し  
 之を斷獄課に付し本律を科す可き事

第八條 裁判の時公聽を許されたる者の人々皆沈黙敬聽すべし  
 但裁判官審問の際公聽の者若し紛聞にして審問の妨礙あり  
 と思量するときは便宜を以て訴訟口詰を命し公聽の者を退  
 かすべし

○第二節 勸解手續

△凡そ勸解の其願意は隨ひ證據物の有無は拘はらず双方の私情  
 を酌量し説諭を加へ和解に至らしむるを主とす故に其出願の  
 手續に至りても亦簡便を旨とし假令無筆文盲の者たりとも其  
 情實を陳述するに於て差支なき様になすを要す故に其訴狀も  
 只半紙を二つ折しして其前半面は出願の要領を掲ぐるを以て  
 足れりとす今其例を示さんは貸金催促の如きは於て通常左の  
 ○訴訟ノ手續



雛形の如く認むるものなり

|          |   |
|----------|---|
| 元金何圓     | 何(府縣)何(郡區)何(町村)何番地                      |
| 年月日貸附    | (華士族平民)                                 |
| 年月日期限    | 原告 姓名 印                                 |
| 利金何圓     | 若代人なれを右の次又代人の住所身分を書き署名捺印すべし但本人の捺印するも及ばず |
| 合金何圓 請求高 |   |
| 貸金催促之勸解願 | 何(府縣)何(郡區)何(町村)何番地<br>(華士族平民)           |
| 何年何月何日   | 被告 姓名                                   |

△凡そ勸解を出願するに付て右の如く其要領を擧ぐることを

要すれとも若し簡略に記載し難き訴訟例へは地所境界論の如きは於ては目安と原被告人の氏名を書するを以て足れりとする又勸解を出願するに付ては訴状の通例一般に要する者なれとも若し無筆文盲等にて認め難き時の治安裁判所に出頭し其情實を陳述するを得可し

勸解を仰ぐよの代人を差出すとを得へしといへども勸解の其争論の始末を本人より直に聞取るゝあらされの事情を盡し難く隨て説諭の上和解に至るべき事柄も却て整はざる様のとあるが故に可成丈本人自ら出頭せざるへからず但し本人疾病等不得已事故あるとき親族の内を以て代人として出頭せしむるを得へし斯る時よの本人より代人願と委任状とを代人に渡さるへからず又勸解の代理人を用ゆるとを得ず代人として差出す事を得へきのとなり

〇訴訟ノ手續



代人願の書式

代人願

何(府縣)何(郡區)何(町村)何番地

身分(華士族或ハ平民)

姓 名(委任を受くる人の姓名を書す)

右ハ今般自分より何(府縣)何(郡區)何(町村)何(番地)華士族或ハ平民何之誰へ相係る(本文ハ原告たるときハの代人願なるハ付被告たるときハ)「何府縣何郡區何町村何番地華士族或ハ平民何某より自分へ相係る」と書スヘー何々(訴名を書クヘー貸金催促なれハ)「貸金催促」と書ス(之御解出願仕候ハ付てハ自分出願可仕之所病氣に付キ出願難仕候ハ付前書親戚何某を代人ハ相頼度(若シ親戚中代人なき時ハ)「出頭難仕の下よ」且親戚

中相當の代人も無之ハ付前書何某を代人に相頼度と)書スヘー然る上ハ右同人より申上候事柄並ハ御請仕候事柄共後日に至り自分より異議申上間敷候間何卒代人之儀御許容相成度別紙診斷書相添此段奉願上候也  
何府縣何郡區何町村何番地  
身分  
年月日  
何之誰印(本人の名を書すヘー)  
某治安裁判所長  
判事補何某殿

△右の代人願にハ東京府下ハ於てハ區長或ハ戶長の奥印なくとも可なりとも他の府縣ハ於てハ之を要する者なきハあらそ注意スヘー又委任狀書式ハ左の如ク(第五編代理の部を見合スヘー)

○訴訟ノ手續



委任狀

拙者儀病氣よ付何某を以て部理代人と相定め拙者の名義ひて左の権限の事を代理爲致候事

一何々の事(委任すべき権限を分項記載とへし例への貸金催促の原告たるとき)「拙者より住所身分氏名へ相係る貸金催促勸解願よ付き某裁判所よ於て辨論一切の事」と書すべし若し被告たるとき「住所身分氏名より相係る貸金催促勸解願よ付き某裁判所よ於て答辨一切の事」と書とへし  
右代理委任狀仍而如件

住所身分

年月日

姓名印

△本人より委任を受けたる代人よ於ての代人願診斷書并よ委任

狀寫を訴狀に添へて之を裁判所よ呈すべし

裁判所よ於て訴訟を受理せられたるときは被告人への呼出狀を下け渡さるゝが故に原告の被告に之を送達とべし而して右呼出狀よの番號記載あれの宜しく之を留め置くへし掛官の出訴の當日より定まるあり或は其翌日定まるもありて各裁判所よ依りて其成規異なれの出頭せる者の其心得にて少しく注意すれぬ直よ之を知る事を得へし

凡そ何れの時を問はず裁判所よ出づるよの必ず名刺を持参とへし而して名刺の數よ至りては東京府下僅々の裁判所すら異同あるを免れされぬ況して全國無數の裁判所よ於ては其數も亦一定せざるへし茲よ其大略を擧げんよ東京府下よ於ては概ね半紙二つ切よ認めたる名刺二枚を要し他府縣よ於ては半紙四つ切よ認めたる名刺一枚を要するを通例となすか如し但し

○訴訟ノ手續



名刺の認め方の左の通り

|   |        |                                       |
|---|--------|---------------------------------------|
| 名 | 何年第何號  | <small>(新たに新ふる時へ<br/>只新訴と書すへ)</small> |
| 刺 | 御掛何某殿  | 住所                                    |
| 雛 | 何々又付出頭 | 身分                                    |
| 形 | 年號月日時  | 姓名                                    |

△已に勸解の日時定まりたる時原被各其當日に裁判所へ出頭し前よ掲けたる名刺を裁判所の受付へ差出し置くへ若し又被告となりて裁判所より召喚を受けて出頭したるときは召喚状をも名刺を副へて差出すへ出頭の上訴訟口詰の呼込みは應りて訟庭に入るへ又訟庭に入りたる上原被告裁判官の勸解説諭を依り双方示談相整ひ濟口となりたる時左の如き書式に従て其趣意を認め差出すへ

|            |           |
|------------|-----------|
| 第何號        | 何郡區何町村何番地 |
| 御掛某殿       | 身分        |
| 原告人        | 何 某       |
| 何々之勸解願濟口御届 |           |
|            | 何郡區何町村何番地 |
|            | 身分        |
|            | 被告人       |
|            | 何 某       |

「此所に濟口に至りたる事由を書すへ例すれの貸金催促ならん請求高の内何圓の當日受取何圓の証文に直す等其濟口となりたる事由を書することなり」

右私共より何々の義勸解奉願候處御説諭に基き前書の通濟方相成候間此段御届申上候以上

年號月日 原告人 何 某 印

○訴訟ノ手續



被告人 何 某 印  
某治安裁判所長  
判事補何某殿

△又金錢上の勸解願にて被告人に於て身代限を以て濟方をなす  
とき左の書式に従ひ其事由を認むへ

第何號 身代限濟方對談書  
御掛り誰殿  
一元金何圓  
一利金何圓  
合金何圓  
内  
一金何圓 御勸解中抵當家屋公賣代受取  
差引

殘金何圓 滯金  
私共貸金催促之儀御勸解奉願候處御説諭に基き被告人  
何某儀償却方相辨候處金圓調達兼候よ付前書滯高身代  
限を以て濟方致候筈示談行届候此上右御處分被成下度  
此段奉願候也

何郡區何町村何番地  
原告人 何の某 印  
年號月日 何郡區何町村何番地  
原告人 何の某 印

某治安裁判所長  
判事補何某殿

△右を裁判所へ差出すとき區役所或ハ戸長役場へ宛てたる封  
書を下附さるゝものなり此時左の如く請書を呈す

○訴訟ノ手續



何號 御請書  
 掛り何某殿  
 一何區役所或ハ戸長役場への封書 壹通  
 右正に請取申候至急區役所へ差出可申候依て御請書如  
 件

年月日

住所

名 印

某治安裁判所長

判事補何某殿

△右の手續をなしたる上財産調へも濟之身代限處分揭示後六十  
 日間を過ぎ財産公賣の上原告人に於て金圓を受取りたるとき  
 ハ左の如き書式に從ひて認めたる書面を出すへ

御請書

一金何圓

右ハ何郡區町村へ係る貸金催促の末身代限を以て濟方  
 可仕旨原被連印を以て申上置本日財産公賣代金前書の  
 金額御下け渡し相成正に受取申候仍て御請書如件

住所

年號月日

原告人

姓 名 印

某治安裁判所長

判事補何某殿

△若し又被告に於て原告の請求する處を拒之に應せざるとき  
 ハ其勸解ハ不調となるなり如此場合ハ於て原告ハ於てハ裁判  
 官の命に依り或ハ證書の寫し或ハ其請求の趣意書を差出し不  
 調籤を乞ひ受くべし不調籤ハ後日出訴の時に於て用なる者な  
 れハなり

〇訴訟ノ手續



證書寫の認め方の左の如し

証書寫

何々(此處に証書の全文を寫載す)

右寫の通に相違無御座候

住所

年號月日

姓名印

某治安裁判所長

判事補何某殿

△趣意書の認め方の左の如し

趣意書

自分より今般誰某へ掛り何々の勸解出願仕候趣旨の左に陳述可致

(此處に勸解出願の趣旨を書載すべし)

右之通よ有之候也

住所

年號月日

原告人 何某 印

某治安裁判所長

判事補誰某殿

△右の証書に不調の付籤をなし下付されたるどき左の如く認めたる受書を差出すへし

不調籤御受書

何年何號

住所

御掛何某殿

身分

被告人 姓名

○訴訟ノ手續



右之者へ相掛り何々之儀御勸解願上候儀に付厚く御説諭被成下候得共示談不行届候に付其段証書寫御附紙の上御下け渡相成正よ奉受取候依て御請書如件

住所

年號月日

原告人

姓

名

印

某區治安裁判所長

判事補何某殿

△右に述べたる處の出願の日より結局に至るまで故障なく濟むたる者なれとも或の被告人の不参して出庭せざる如き事不少或の又假令ひ被告となるも無餘儀事にて當日召喚に應下難きとあり或の示談濟口をなささんが爲めお猶豫の期限を乞ふとあり其他種々の故障生ト來る者なれとも一々茲に掲載し難れば

只だ其の大体に基き臨機應變之に當られんことを希望するの事今茲に其主たる者を掲載せん

原告又の被告人又於て不参或の遅参せんとする時の其趣を出頭時刻前に願出づ可し

遅刻(不参)御届

番號

何郡區町村番地

御掛り何某殿

原(被)告

何

某

右の何郡區町村番地何の誰へ掛る(被告なれば「何の某より掛る」と書す)何々の件又付き本日出頭當日又付き私儀刻出頭可仕處何々(事故又の病家の次第を記す)よて出頭致兼候に付何日何時迄御猶豫被成下度此段奉願上候也

右

○訴訟ノ手續



年號月日

何之某印

某治安裁判所長

判事補何某殿

△又無届よて不参したる始末書を差出す時の左の書式よ従ふて其旨を認む可し

始末書

番號

住所 身分

掛何某殿

姓 名

何宗

本月何年何月

右何郡區町村番地身分姓名より係る何々之件に付き昨何日例刻出頭可仕之處何々にて(其事故を書す)無届不参仕候段奉恐入候

右之通り相違無之候也

右

年月日

何之某印

某治安裁判所長

判事補何某殿

△又被告無届にて不参したるとき原告人に於て召喚願を差出す書式の左の如し(引立願を乞ふ書式の次節に記しあるを以て略す)

被告御召喚願

番號

住所 身分

掛何某殿

被告

姓 名

右者本日御呼出(或の延期)當日不参仕候に付明何日本

○訴訟ノ手續



人御呼出被下度奉願候也

何郡區町村番地

年號月日

原告人

姓

名

印

某治安裁判所長

判事補何某殿

△又原被示談行届と延期乞ふ時に左の書式に従ひ其旨を認む

へ

延期願

番號

住所

掛何某殿

原告

姓

名

住所

被告

姓

名

右何々(其訴名を記す)御勸解奉願候處今般双方示談行届と候間來る何月何日迄延期御猶豫被成下度此段奉願候也

年號月日

右 右

何之某印

何之某印

某治安裁判所長

判事補何某殿

△凡そ勸解の只一の説諭と止まるものなれは原被其説諭に従ひされは裁判所に於ては強て従ひしむる能はず只不調として斥くるよ止まるものなり此故に原被始めは裁判官の説諭に従ひ濟口を契約しおきながら後日に至り其濟口通りよなさゝるも裁判所の被告に迫て濟口通り執行せしむるの權なき者なり

○訴訟ノ手續



○  
凡そ裁判所へ出づるに必ず實印を携帯すへは是れ特に治安  
裁判所のみならず何れの裁判所に出づるにも必ず忘れざる  
様注意すべし

治安裁判所に出で勸解を受くるときに證據物あらば悉く携  
帶すべし提出したる證書の掛官の認印を受けおくべし又治  
安裁判所に出す書類の凡て半紙を以てすべし訴訟用野紙を用  
ゆるに及ばず是れ勸解に於て然るものにして治安裁判所へ  
於て始審を受くるときは通常始審の裁判と同トとなり次節始  
審の手續の部は詳かなり就て見るべし

勸解双方とも必ず本人自ら出頭すべし何となれば勸解の固と  
説諭の上和解を主とする者なれば代人等にては事情を詳か  
しかたく且つ代人に於ては利害の關係并は道徳上良心を責む  
るの感覺薄き者なれば容易に説諭に従ひ和解しがたきの傾向

あるを免れざればなり若し不得已の事あるときは其代人と  
して親戚又は定りたる雇人を出すべし是れ等の由縁なき他人よ  
り大に勝る所あればなり

勸解事件に付き係り官番號等定りたるときの宜しく記憶しお  
くべし若し然らざるときは大に紛雜を起すとあるべし又書面  
等を差出すに必ず係り官及び番號を記憶すべきものとす  
召喚狀を被告人へ渡したるときは必ず受取証を取り置くべし  
是亦後日被告の出頭せざる時之を責むるの証憑となす可き者  
なれなり然れども若し召喚狀を原告に渡さずして裁判所よ  
り直に被告人へ送附するの地方に在りては此限はあらず  
訴訟事件の必ずしも勸解を経ざれは出訴するを許されざるに  
あらず其事の前節權限の部は掲載しおけり就て見るべし聊  
か注意の爲に一言し置くこと爾り

○訴訟ノ手續



## 第三節 始審手續

△侵害せられたる権利を回復せんか爲めに義務者を治安裁判所へ訴へ勸解を乞ふといへとも義務者不當の陳言をなす頑乎として我が要求を拒絶するに當りては權利者の亦勸解を依頼して其權利を回復し得へからず必ずや其他に救正の途を求めざるへからず而て其途たる只之を治安裁判所若くは始審裁判所へ訴へ出るは外ならざるなり而して治安裁判所の其權限たる甚だ狭まければ勸解不調となりたる事件は付き出訴する者あるとも悉く之を受理するを得ず唯金額百圓に満たざる事件を受理して裁判するを得るの事始審裁判所の之に反し金額百圓未滿の事件を除き其余の事件を受理して裁判するを得其詳細なるは載せて裁判所權限の部は在り如此治安裁判所と始審裁判所との其權限を異にするに拘りらす勸解不調となりたる

事件を受理して始て審判を爲すとの同一なれば共に之に始審と稱し出訴の時より審判の日に至るまで其手續は全く相ひ同一始審の出訴をなすに先づ其出訴の趣意を相當用紙に認めたる訴狀正副二冊若し證據物あれば其寫二冊も勸解不調籤を添へ名刺と共に裁判所に呈すへし（其書式の第三編訴狀の法式の部は詳かよして其用紙の第四篇第一節訴訟用野紙の部は詳なれば茲は贅せず）若し代人を以て出訴する時の前節に記載したる委任狀寫と代人願とを裁判所に捧呈すへし此は用ゆる代人願に區戸長の奥書を要す但し其書式の前節に掲ぐる者と異なるなり但し代人よりの左の上申書を呈すへし

## 上申書

## ○訴訟ノ手續



原告何の誰より被告何の誰へ係る何々の詞訟受任の事件外に詞訟又ハ執行願等に至る迄他に受任の事件無御座候

右上申仕候也

何郡區町村何番地

年號月日

何之某印

所長宛

△訴狀の本副ハ奥書の上原告人に下け渡されたるどきハ左の雛形の如き受取書を裁判所へ呈すへハ而して訴狀ハ原告へ於て被告方へ送達すへハ

御請書

一奥書訴狀

壹册

右ハ何郡區町村番地何の誰へ係り何々の件出訴仕候處前

書の通り奥書之上御下附相成正ニ奉受取候早速被告へ相渡し受取書寫し本日より壹週間内ハ無相違捧呈可仕候仍而御受書如件

何郡區町村何番地

年號月日

何某印

所長宛

△訴狀を被告人へ送達したるときハ左の雛形の如き受取書を取り置くへハ

何年何號

一奥書訴狀

壹册

右正ニ受取申候也

年號月日

何之誰印

○訴訟ノ手續



何某殿

被告に於ての訴狀を受取たるより一週間内は答書正副二通若し証據物あれは其寫本二冊と共に之を裁判所に差出すへし若し代人を用ゆることあらば前節の雛形に準じて之を認め裁判所に捧呈せよ

△被告に於て附したる答辨書を原告に於て受取りたる上尙ほ新たに答辨すべき事項あらば前同様の手續を以て辨論書を出しことを得其後裁判所に於ての日時を定め原被兩造對審を開かる此時原被告共に出庭して充分に訴訟事件を開陳し訴狀お書き盡せぬ事情をも陳述することを得へし對審終りし後原被兩造共は其事情を書して亦餘蘊なく陳述すべき事項もなく提供せよ証據も全く盡くるに至るときは之を稱して結審と云ひ之より裁判言渡るべきなり裁判言渡ありて裁判狀を下附するよときは左の如き受書を差出せよ

御受書

何年何號

一裁判言渡書

壹冊

右の御言渡の上御下附相成り正に奉受取候也

右

年號月日

原被告

何之誰印

所長宛

△以上述べたる處にて大略始審手續の盡きたる如くなれとも實際の中々如此無滞結局に至るとい稀れなるものなり加之尙ほ手續上必ず爲さるを得ざるのとも或る場合は於て生ずる事

○訴訟ノ手續



なるとも云ふ可らざれば變ふ應するの手續を茲に示すべし  
被告たる者不參して召喚日に出庭せざるとさの原告に於ては  
何日に召喚あらんことを請ふことを得へし其認め方の左の如

御召喚願

住所 身分  
被告 姓名

右の本日御召喚の處出庭不仕候自分繁忙之身にて空しく  
時日を費し候ては困難不少に付き何日何時出庭可致  
様御召喚被成下度此段奉願上候也

年號月日 原告 住所 身分 姓名 原 印  
所長宛

△被告に於て不參すること數々にして三四回も召喚に應せざる  
とさの裁判所は請願して拘引することを得へし其書式の左の  
如し

御引立願

住所 身分  
被告 姓名

右の度々御召喚相成候得共毎度不參致し出庭不仕爲めに  
訴訟事件も延滞仕り原告は於て迷惑不少候被告は於  
て出庭不致の畢竟訴訟を延滞なさいめ被告の權利を蹂  
躪するの心意に出てる者と推察致候へし此上幾度御  
召喚相成候とも出庭不仕の必然のたと存候間何卒公力  
を以て速く御引立被成下度此段奉願上候也

○訴訟ノ手續



住所  
原告  
何之誰印  
年號月日  
所長宛

△被告又ハ原告に於て疾病等不得已事故ありて出庭致し難き時  
ハ其前日若クハ當日早朝裁判所に申出で猶豫願を爲すへ其  
書式ハ左の如し

御猶豫願

御廳何年何號件ハ付本日御召喚の處何々（疾病等不得  
已事故を書すへ）に付頭難致候間來何日午前第何  
時迄御猶豫破成下度然る上ハ右同日同刻必ず出頭可仕  
候間何卒御聞濟被成下度奉願上候也

住所

年月日  
原（被）告  
何之誰印  
所長宛

△原被兩造共ハ對審中ハ於て發見したる事故若クハ訴狀ハ洩れ  
たる事等ありハ結審ハ至るまでハ何時までも書面若クハ口上  
よて申立るを得へハ口上にて申述へんとせば尙ハ對審を開か  
れんことを請願とへハ書面よて出すときハ之を辨論書と  
て出すへハ此等の書面ハ何れも二通を差出とへハ而して交通  
用紙ハ認むるも相當用紙に認むるも呈供者の隨意なり  
訴訟中被告ハ於て訴訟の目的たる物件を破壊隱匿若クハ他  
運出せんとする恐れあるときハ原告ハ其物件の差押を裁判所  
に請求するを得へハ又其訴訟の目的たる物件ハ被告の行爲  
よて若シ被告に於て依然其行爲を繼續するときハ爲めハ原告  
○訴訟ノ手續



に於て損失を受くべきと明瞭なる時の其行爲の停止を裁判所に請願するを得へし又原告の請願なしといへども裁判所の意見を以て之を行ふを得へし然れども審理の末原告の曲者は歸したるとき被告の損失を償ひしめんか爲めは保証金として當初原告の被告の請求又ハ裁判所の命令に従て若干の金圓を裁判所に預け置かざるを得ず然らずんハ通常差押を請願するを得ざるなり此の請願ハ裁判確定に至らざる間の何時もてもなすことを得

○第四節 控訴上告手續 明治十年二月十九日第十九號布告

第一條 凡そ地方裁判所(即ち現今始審裁判所)の初審に服せずして再以上等裁判所(即現今控訴裁判所)に訴へ覆審を求むる者之を控訴と云ふ

第二條 控訴ハ民事に止まり刑事も及んす

第三條 控訴ハ一たびすることを得再ひすることを不得

第四條 地方裁判所に於て裁判の言渡をなしたるとき原告被告の双方又ハ一方の者其裁判に不服なるときハ裁判言渡より第七日までに(裁判言渡の翌日より數ふ)裁判言渡の事理を熟考し其翌日よ至り控訴することを得へし但し訴訟の案件商事に係り急速に控訴することを要する場合に於てハ七日内と雖ども控訴することを得

第五條 地方裁判所の裁判言渡より三ヶ月(三十日を以て一月とす)(編者曰く現今ハ三ヶ月を改て二ヶ月と定められたれハ六十日内に控訴せざるへからず)を過くるときハ控訴することを許さず但し地方裁判所より上等裁判所に至るの距離八里より遠ざるときハ期限三ヶ月の外八里毎に一日の猶豫を與ふへ

○訴訟ノ手續



第六條 控訴をなす者の其初審を受けたる地方裁判所に届け出  
つへし但し添翰を乞ふに及はず

第七條 前條の届を受取りしる地方裁判所の裁判言渡の執行を  
停止すへし若し上等裁判所の請求あるときは地方裁判所に於  
ての訴狀答書口書裁判見込等を出せへし

第八條 上等裁判所よ捧ぐるの訴狀の訴答文例に照準すへし  
第九條 各裁判所の終審を不法なりとし大審院に向て取消を求  
むる者之を上告と云ふ

第十條 上告することを得るの事件の

第一 裁判所管理の権限を越ゆ

第二 聽斷の定規を乖く

第三 裁判法律に違ふ

第十一條 大審院の上告を受くるの所よりて控訴を受くるの所

にあらず故に控訴すへきの事を以て誤て上告する者あるも之  
を斥けて理せず

第十二條 陸海軍の裁判権限を越ゆる者の之を大審院に上告と  
ることを得

第十三條 凡上告したる者已に大審院の判決を経れり更に訴ふ  
ることを得と

第三章 民事上告の事

第十四條 民事の上告することを得る者の已に上等裁判所に控  
訴し其審判を経たる者に限る

第十五條 上告を爲さんと欲する者の裁判言渡より二月内の上  
告狀を大審院に捧ぐへし而して同時被告人に通知するを要と  
若し原裁判所より大審院に至るの距離八里より遠き時は二月  
の外八里毎一日を増す此定期を過くれり上告をとることを許さ

○訴訟ノ手續



す

上告狀中よの必ず左の事實を記載すへ

第一 原告人の住所身分氏名

第二 代言人あれの其住所身分氏名

第三 被告人れ住所身分氏名

第四 証人又の引合人あれの其住所身分氏名

第五 地方裁判所よ出訴し又の被告よて呼出されたる年月日  
及裁判言渡を受たる年月日

第六 上等裁判所よ控訴し又の被告にて呼出されたる年月日  
及ひ裁判言渡を受けたる年月日

上告狀の正本一冊副本五冊を差出すへ

上告狀よの必ず左の書類を添へ差出すへ

第一 地方裁判所よ於ての訴狀并よ答書の寫及ひ裁判言渡書

の寫

第二 上等裁判所よ於ての訴狀并よ答書の寫及ひ裁判言渡書

の寫

第三 上告狀中よ憑據となす書類の寫れ各書類よ番號を朱書

し編して一冊となし又の葉數多よ付編して數冊と爲し

たる者

右の訴狀又の答書及ひ憑據の書類の寫を所持せざる者の原裁判所よ出願し裁判所の簿冊を訟庭よ取下け見座の目前に於て之を寫し取ることを得へ

若し原裁判所よ於て書類寫取の出願を許さるる因り上告人其寫を出し能はざる時の其旨を上告狀中よ記載せへ

第十六條 上告者の其上告狀に添へて金拾圓を大審院に預くへ

し若し其金高を預けざる時の上告を爲すことを得ず

○訴訟ノ手續



第一 若し上告を取上げざる時の其預り金を没入す

第二 若し上告を取上げ原裁判を破毀したるときは預り金を還付す

第三 若し上告を取り上げ被告人と對審したるの後之を斥けて原裁判を破毀せざる時の預り金を没入し又訴訟入費規則に照して被告人の費用を償ひしむ被告人とい上告者の相手方を云ふ

第十七條 上告を爲す者の原裁判所に届出つへし原裁判所よ於ての書類を三日内に大審院に遞送すへし

第十八條 上告に付ての裁判の執行を停めす（大審院已に原裁判を破毀するに至れし即日原裁判所に通報して大審院より郵便を發す）執行を止め更に審判落着の日に至て前の執行を取消して後の裁判を執行せしむ可し

但内國人より裁判外の人民に對して裁判外の人民より内國人に對する裁判の原裁判の執行を停むへし

第十九條 上告狀の原告人自ら之を捧くるも又の代理人をして之を捧くるも本人の意に任す

第二十條 大審院に於て判事審聽し不當なる上告なりと決するときは何々の理由を以て上告受理せざる旨を言渡すへし

第二十一條 判事審聽して當然の上告なりとして之を判決すへし旨を言渡したるときは其後二日以内に被告人呼出狀を仕出さへし此呼出狀に上告狀の副本を添ゆへし

第二十二條 被告人の呼出狀を受取りたるより三十日以内は答辨書を作り自身又の代理人より之を大審院に捧くへし但被告人の所より大審院に至るの距離八里より遠き時の八里毎に一日を増とへし

○訴訟ノ手續



第二十三條

大審院に於て被告人の答辨書を受取りしとき、院長より判事の中に於て一人の主任を命じ、一件書類を取纏め、遅く一件始末書を作らしめ、然る後に原被告對審の日を豫定し、三日以前に原被告對審の呼出狀を原被告雙方に送達すべし。

第二十四條

原被告對審の節、判事席に臨み、最初、主任判事一件始末を宣讀し、次に原告の陳述、次に被告の陳述、次に原被告交互の論辨を審聽し、而して後に原告人上告ありと決する時、何々の理由を以て原裁判所の裁判を破毀するに付き、更に某裁判所に於て裁判を受くべき旨、又は大審院に於て裁判すべき旨を言渡すべし。

第二十五條

若し原告人の上告理なきと決する時、何々の理由を以て上告を斥くる旨を言渡すべし。

△凡そ控訴を爲さんとする者の控訴の届を原裁判所に差出す

この第一章第六條に定むる所なり、茲に其書式を掲ぐ

控訴御届

御廳何年何月何日、何月何日を以て御言渡相成候處、右の不當之御裁判と思考仕候間、今般控訴仕候間、此段御届仕候也。

年號月日

住所

何之誰印

某始審(或ハ治安)裁判所長

判事何某殿

△凡そ控訴裁判所へ新訴する時、常に所長の名宛を以てとる、といへども掛官の定まりたる後の必と該官の名宛にて差出すべし。

控訴裁判所の判決を不法若くハ不當とし、大審院へ上告せんと

○訴訟ノ手續



する者の其旨を原裁判所へ届出づべし其書式の前掲げたる  
 控訴届と大同小異なれは玆に贅せず  
 上告をなすに要する書類の第二節第十五條に記載したるもの  
 、外尙ほ上告届の寫上告通知書の寫宿所届をも添て呈すべし  
 其外委任を受けたる代人は於ての代人願委任狀を添へて差出  
 すの勿論の事なりとす控訴に於けるも亦同し  
 但し上告通知書の書式の如し

上告通知書

何裁判所何年何月何日を以て御裁判相成候處右  
 の甚た不當(或は不法)之御裁判と思考仕候間今般大審  
 院へ上告仕候間此段及御通知候也

住所

年号月日

姓名印

何某殿(相手方の姓名を記す)

△大審院の事實を復審する處にあらすして只原裁判所へ差出  
 たる書類并に證據物よつし法律の當否を裁判する處なれば未  
 た原裁判所へ差出さざる新たなる證據の之を提供するを許さ  
 ず故に證據物等の悉皆原裁判所へ提供し置き其提供したる證  
 憑として原裁判所の掛官の認印を乞ひ受けおかざる可らず

○第五節 出訴期限 明治六年十一月五日  
第三百六十二號布告

○金穀貸借を始めとし物品賣買より其外種々の取引等に至る迄  
 双方の者互に受取渡し期限を定め條約を結ひ置きたるは一方の  
 者其條約を破りたる時の早速裁判所へ出訴致し不苦候處延期の  
 勘辨を加へ出訴を見合候者も有之是亦慈愛の人情にて尤もの事  
 に付早速出訴致し候とも又の勘辨を加へ候とも人民の自由に任

○訴訟ノ手續



出訴期限法則不相定候處右延期勘辨中數多の歲月を過去り出訴致し候時の貸方借方請人証人の内死亡又ハ轉任又ハ失踪等の者も有之事理曖昧に立至り裁判上不都合不少候に付訴訟の事柄に因り夫々出訴の期限を定め候條來明治七年一月一日より後に結ひたる條約期限にて右出訴期限を過去り出訴せざる者の自然條約を取消したる者と看做し受取る可き者の受取る可き權利を失ひ引渡す可き者の引渡す可き義務を免れ候事と相定め候に付若し出訴致し候とも取上不致候此旨布告候事

出訴期限規則

第一條

- 一 學藝の授業料
- 一 旅籠料
- 一 運送料

- 一 飲食料
  - 一 手附金
  - 一 商人互の賣掛金
  - 一 職人手間代金
  - 一 日雇人の給料
  - 一 請負金
  - 一 芝居等の木戸錢又ハ棧敷錢等
  - 一 男女藝者の揚代金
- 右ハ六ヶ月限

第二條

- 一 醫師の診察及藥料
  - 一 授業師より門弟に給與したる飲食料
  - 一 商人より商人に非ざる者への賣掛代金
- 訴訟ノ手續



一 一ヶ年期までの奉公人給料  
右の一ヶ年限

第三條

- 一 期限を定めたる貸附米金及び利息あれの其利息
- 一 期限を定めたる預米金及び利息あれの其利息
- 一 家屋及び土地の借賃
- 一 小作米金
- 一 証據金
- 一 敷金
- 一 物品の借賃又と損料
- 一 養育料
- 一 七ヶ年期までの奉公人給料
- 一 期限なき年金及び一生涯の年金

右の五ヶ年限

第四條

一條約証書中期限なき者の出訴の日を期限と看做し候故何時  
出訴致し候ても苦しからざる事

第五條

一 従前取結たる條約にて明治六年十二月三十一日以前に條約  
期限の切れたる事件は右明治六年十二月三十一日を條約の  
期限と看做すへし又従前取結たる條約にて其期限の明治七  
年一月一日後及び事件の種類に從ひ出訴の期限を起算致  
すへき事

但明治五年壬申第三百号布告第三條に定めたる規則の格  
別ありとす

明治九年四月司法省第四十四號達

○訴訟ノ手續



區裁判所或ハ裁判所支廳ハ勸解願出候者勸解中出訴期限満期の者處置方左之通可相心得此旨相達候事

第一條 勸解出願の者勸解中に出訴期限の満期に至る者の其勸

解不調の翌日より満三十日迄ハ出訴期限の猶豫を與ふヘー

第二條 勸解調ハさる時右満三十日迄に府縣裁判所に出訴を爲

さるよ於てハ其事件に付出訴するの權利を拋棄したると看

做すヘー

明治十一年三月十一日司法省丁第九號達

裁判執行の出訴期限ハ出訴期限規則第三條に準據し五ヶ年たる

ヘー

△凡そ民法上人權若クハ物權を有せるものにして幾多の時日其權利を實行せざるときハ法律上の推測に依り既ハ其權利を拋棄したる者と看做すを經時効則ち期満得免と云ふ期満得免の

法の何れの國の法律にも之を設けざるハ本邦の出訴期限規則ハ乃ち期満得免法の一環なり

出訴期限規則ハ訴訟人の須更も忘るヘからざる法なり世間往々自己の利を等閑に附し置き出訴期限將ハ盡さんとするときハ及ハ狼狽して出訴するも已に出訴期限を經過して後如何とも爲そヘからざるに至るとあり幸にして出訴期限には間に合ふも多忙の際訴狀を作るが爲めに甚た不完全の体を極め終に負公事となるあり良し負けざるも「ムグリ」代言の爲めに此危急の場合ハ附け込まれて非常に高額の謝金を貪はらるゝとあり故に此等の邊に能く々々注意し出訴期限の盡きさる中ハ充分完全なる訴狀を調製して期限數日以前に出訴すヘー

明治九年四月十七日司法省第四十四號達の第一條中満三十日とは即ち三十日目の午後十二時迄を云ふことなり故に其未だ三十

○訴訟ノ手續



日に至らざる時出訴するは必らず裁判所開廷中に限る可しと雖  
 ども其結局の日たる三十日目の日は假令夜中と雖ども其未だ午  
 後十二時を過ぎざるの中は其出訴を受理するものとす  
 予輩は本條に就て疑を述べざる可らず午後十二時より午前一時  
 までの間は午前に屬するか將た午後に屬するかとの疑なり若し  
 果して午前に屬するものならんには本條の所謂滿三十日迄とは  
 三十日目の午後十二時までを云ふものなれども若し或は午後に  
 屬するものならんには三十日目の午後十二時五十九分九秒まで  
 を云ふものなり何となれば滿三十日とは即ち三十日目の日の午  
 後の終局までを云ふものなればなり然らば其午後十二時より翌  
 日の午前一時までの間の時は孰れに屬するものなるか歴に據る  
 に其説明なきを以て姑く世人の認むる所に據るに午前に屬する  
 ものと認むるか如し何となれば世人は一日の終局を午後十二時

と常に云ひばなり然るに其之を云ふ人の書きたるものを見るに  
 萬人は萬人皆な午後十二時何分と記し敢て午前の文字を用ひず  
 若し果して午前に屬するものなれば何に故に午前の文字を用ひ  
 ざるや然るに午前の文字を用ひずして午後の文字を用ひ午後十  
 二時何分と書するは此點より見れば午後に屬するものと解して  
 可なり斯く解して果して誤りなからんには本條の三十日迄とは  
 三十日目の午後十二時五十九分九秒までを云ふものなりと解し  
 て更に差支なきものとす然れども夜の眞中は午後十二時なれば  
 午前とは十二時を區界とし十二時を去れば既に午前の分に屬す  
 るとして可なり去れば午後十二時より午前一時までの間は午前  
 零何分と云はば以て始めて其區別を分明ならしむ可し然るに官  
 廳於て此の間の時を記するに斯く記せずして午後十二時何分と  
 記するを常とす既に然らば本條の三十日迄とは三十日目の午後

〇訟訴ノ手續



十二時五十九分九秒までなりと解さるゝも亦致し方のなきものとす去れハ立法者の精神は午後十二時までと云ふに在る可ければ讀者宜しく三十日目の午後十二時までと解すべきなり

○第六節 負債者失踪後の訴訟 明治八年一月二十日第六號布告

○民治裁判所負債者失踪後の訴訟は失踪後三十六ヶ月の期間は採上げざる成例有之候處本年三月一日より以後は左の通相改め候條此旨希告候事

第一條 債主定約期限未滿内ハ負債者の失踪を知る時は定約滿期に至り直ニ裁判所ニ訴出つ可き事

第二條 債主未だ負債者の失踪を知らず定約滿期將に盡んとするを以て裁判所へ出訴し裁判所の奥書を以て負債者ハ掛合始て其失踪の事を知る時は右奥書訴狀を再呈し其旨届け出つべき事

第三條 前條々の場合裁判所ニ於ては一應訴狀採上げ直ニ失踪者所管の戸長へ申付失踪の年月日を訊問したる上債主差出たる證書ハ負債者何年何月何日家出の未行衛相分らざる付追て本人見當るか又は二十六ヶ月の滿月後跡相續を爲すべき者ハ掛り此裏書證書を以て再訴致すべき旨を記載し訴狀下戻す可き事

第四條 債主ニ於て前條の裏書證書を受取置きたる上は本人見當り又は搜索三十六ヶ月の時限は明治五年<sup>十一月</sup>第三百六十二号布告出訴期限の限内ニハ加算致さる事

○第七節 裁判執行

△執行とは裁判所の命令通り執行ふの謂よりて例へは金を返せと裁判あれば即ち金を返し家を渡せと裁判あれば即ち家を渡すが如きを云ふ而して執行の曲者自ら之を爲さへきも

○訴訟ノ手續



のなりといへども若しも曲者に於て之を拒むか之を怠るの  
 其他の故障を申立て、執行せざる時は直者は裁判の執行を  
 裁判所に求むべし

直者に於て裁判所より其執行を請願するものは執行願書二通を  
 製し之を裁判状の寫及び其裁判の依據たる証據物の寫を  
 添へ之を其裁判を爲したる裁判所に呈出すべし控訴裁判所  
 の裁判は其始審裁判を爲したる裁判所より請願すべし  
 未だ確定せざる裁判といへども曲者は於て控訴の權を拋棄  
 したる時は之れを執行を請求するを得べしといへども若し  
 曲者に於て不服を稱へ控訴届を爲るときは假令ひ曲者遂に  
 控訴をなさざるも其控訴期限内は其執行を停止せざるを得  
 べし故に執行願は其裁判の確定したるときより於て爲すを通例  
 なりとす

如此控訴に於ては執行を停止すといへども上告に於ては全  
 く執行を停止するを得ず只大審院に於て原裁判を破毀した  
 る時のみ執行を停止すべし然れども外國人に關する裁判の  
 ときは其執行を停止す是れ變例なり其詳かなるは載せて第三  
 節に在り直者に於て裁判の執行を裁判所に請願すれば裁判  
 所は曲者を召喚して之を命ぜ可し若し從はざるるときは公力  
 を用ゐて之に從はしむべきなり  
 曲者に於て執行を遂げ若くは示談を以て濟方を爲したる時  
 の其旨を裁判所に届出のべし  
 裁判言渡の後原被示談を以て特別に濟口の方法を契約した  
 るときは已に其裁判言渡を執行したる者と同じく亦裁判所  
 より裁判の執行を請求し得べからざるなり

裁判執行の期限は出訴期限第三條に依るべきものにして其  
 ○訴訟ノ手續



期限は五ヶ年なりとす故に此期限内になされば遂に裁判を執行なされむるの権利を失ふべし

○第八節 身代限

△確定裁判の効力に依りて負債を辨償せざる可らざる者にして到底其金員を返辨するの資力なきか若しは資力あるも裁判に復從して金員を返辨することをなさざる時は裁判所は公力を以て負債者より身代限をなされむ

負債者身代限となりたるときは其有する財産は悉く抵償たるべき者なれば公賣して負債の辨償を充てざるべからざるべし左に記載したる者は抵償として差押ゆべからざる物品なりとす

- 一 時服着替共 男女共各 二 通宛
- 一 夜具 一通宛

以上各物は一ツ宛に於ては公賣して其價を定むべし

一 本人の職業に必要なる物品其價格五十圓迄尤も本人の擇む所を任すべし其直段は貸主借主より鑒定の者(道具屋の類)一人宛差出し外入札人と共に入札致させ村町役人より於て總入札を比較し高札を以て其價を定むべきと

一 食料一ヶ月分

一 家族の多少に應じ一月間用ゆる飯米を残りおくなり但し男は一日米なれば五合麥なれば一升雜穀なれば一升五合女は一日米と四合麥は八合雜穀なれば一升二合の割合を以て残りおくなり然れども如此割合を以て残りおくは只米麥雜穀の現在せる時を限るものにして公賣の金員中を以て購求するの謂はらざるなり

- 一 鍋釜及び炊具 各 一通

○訴訟ノ手續



官より賜りたる勳章の類

一若し本人公務に属するものは其公務に必要なる衣冠其他の物品

△以上掲げたる所は通常人に関する者なり

此故に僧侶に關する時前掲掲くるの外尙ほ左の品々は差押ゆへからざるなり

一建物

一法用は必用なる箇處

但本堂へ建添候とも榮耀に屬する箇處は此限をあら

一寄附帳に記載する部分

一什物帳は區別して記載する古來傳承の寶物並に法用は必要なる部分

法衣 寺主並所化及尼共

各一通宛

△右に示したる如く僧侶は一種特別に抵償すべからざる物品を有す而して其抵償すべからざる物品の區域は文字上は於ては紛雜なきか如くなれども實際其區域甚漠然たるを免れざるの故に左の規則に因りて豫め之を定めおかざるべから

一寄附帳は何年何月何誰寄附の田園反別建造物坪數諸器物の質分に至るまで詳細に記載すべし

一什物帳は法用は必要の分並に寺寶を區別し記載すべし

一右二帳二部つゝ相綴り檀家法類共兩人以上并に其地の

戸長検査の上各姓名を署し之れを調印し一部は戸長役

場を藏し一部は其寺院を藏し置くべし

○訴訟ノ手續



△已ニ抵償とせへからざる物品の制限を説き了れり是より身代限り處分の手續を説かん

裁判所ニ於て身代限處分を命ずるは別ニ言渡をなすを要せず直ニ區戸長役場ニ照會し原告立會の上負債者の財産取調み着手すへし而して取調終りたるときは其財産封管の手續をなし負債者をして之を隨意ニ處置せしむるを許さす  
右ニ如く處分したるときは其處分の次第を書きて裁判所の門前并ニ身代限人の門戸ニ六十日間揭示するなり揭示案は左の如し

何町村  
何 之 誰

右の者儀何町村何の誰より何々其事由を掲ぐ出訴し及び除味の上身代限申付るに付若し何の誰へ係り金穀其他諸

取引の訴有之者は當何日より來る何月何日迄日數六十日  
内ニ當裁判所へ訴出つへし右日限過去訴出るに於ては此  
度身代分散金の分配は不差加者也

△如此揭示されたる時は此身代限者ニ對し債主權を有する者は右期限内ニ配當加入の訴をなすへし配當加入の訴とは債主ニ於て自己の債主權を有する金額ニ相當する配分金を身代限者財産公賣金の中にて受取らんことを請求するの訴を云ふなり

六十日間已ニ満ちて財産を公賣し其金圓を配當するに當り先取特權ある者は他債主ニ先たち自己の債主權を有する金額を引去ることを得へし而して等しく先取特權を有するものといへども其間甲乙なきを得ず今其順序を記さん左の如し

〇訴訟ノ手續



第一 租税

但し特別な財産を指定して賦課せざる地方税  
徴収は土地家屋を除き其他の財産に對しての  
み先取特權あり

第二 裁判費用

第三 公證を経たる抵當ある貸金

但し其抵當品を公賣したる代金のみを對して  
先取權あり

第四 通常の貸金并に損害

△第一第二第三は各特權あるものなり第四は一般の配當法な  
れば此中に入るべき者よと非ざれども暫く其順序を從ひて  
之を記せしのみ

△公賣代金を以て負債の金額を償却するは余りあらば身代限

の處分を免るゝに至るは固よりなれども若し公賣代金は負  
債の全額を償ふに足らずして尙ほ幾分の義務を負ふときは  
證文に裏書をなし假令ひ子々孫々に至るまでも身代持直は  
し次第債主は償却の義務を盡すべきことを命ずべし其身代  
限者よ於て其所有物の内他人へ貸付置きたる金穀の證文之  
れあるときは左の規則を從ふて處分すべきものとす

第一條 各裁判所よ於て身代限の處分を爲すに當り身代限に逢  
ふ者の物件の内は身代限に遭ふものより他人へ貸付おきたる  
金穀の證文有之ときは其証文の定約期限の満未滿を論せず證  
文に記名したる負債主より證文面の通り可受取旨身代限に遭  
ふ者の債主へ申渡し別紙雛形を習ひ證文に裏書をなし其債主  
に相渡すべきこと

第二條 前條の場合よ於て債主その證文を受取るを好まざると

○訴訟ノ手續



きはその證文は身代限を遭たる者も所持致させ置くべきこと  
但し定約満期の證文もて負債主の家産些小なるも身代限に  
遭ふ者の債主に於て負債主の身代限を以て現金の割賦を請  
度旨申立るに於ては望の通り處分すべきこと

第三條 債主數名にして身代限を遭ふ者より他人へ貸付置たる  
金穀の證文一通又は數通なるときは數名の債主に入札致させ  
落札の金員を以て其落札したる債主と其他の債主とへ金高に  
應じて配當しその落札の證文には一通毎に第一條の方法も依  
り處分すべきこと

但し數名の債主盡く入札を不好ときは第二條の處分に及ぶ  
べきこと

第四條 證文を落札したる債主證文も記名したる負債主より金  
を受取りたるときは其金員中より己れの受取るべき金高と之

を受取るに付ての諸入費の金高とを引去り其余金は證文に記  
載しある債主に返り而して計算をなしたる明細勘定書と餘金  
を返したる受取書とを以て裁判所に届け出つべきこと

第五條 若し證文を落札したる債主證文も記名したる負債主よ  
り金を受取らんとするに證文に記名したる負債主も亦身代限  
りに遭ひて證文に記名したる金員の全部又は幾部を返し能は  
ざるときは證文も記名したる負債主よりの證文を落札したる  
債主に對し右の部分金員を身代持直次第返済すべき旨の證文  
の裏書を裁判所より受取るを得べきこと

但此時曩に身代限に遭ひたる者の裏書證文を持出すへし裁  
判所も於ては之に金員の差引を記載し二通の證書を一綴に  
して下附すへし

五五一 第六條 證文を落札したる債主證人も記名したる負債主より金  
○訴訟ノ手續



を受取るべき期限に至らざる時證文に記載したる債主即ち曩  
より代身限を遭ひ一人已より身代持直したるときは直より其人より對  
し再び金穀の返濟を請求するを得べきこと

證文裏書雛形

表書の貸主何の誰義年號月日身代限申付候より付此證文は（  
入札を以て渡すときは此間より入札を以ての五字を書き加ふ  
へし）某府縣管下某國某郡某町某村何の誰へ相渡し候條此  
證書の金額は右何の誰へ濟口致候上其段當裁判所へ可届出  
事

年號月日

某裁判所印

負債主身代限を過ふたるときは債主たる者は定約期限内とい  
へども訴へ出ざるを得へし其規則を左より掲ぐ

第一條 貸金穀又は義務を得べき者定約期限未滿内には訴出る

ことを許さざる規則なれども其負債者又は義務を行ふべき者右  
期限未滿より身代限を過ふ時は訴出るとを得へし

第二條 定約期限未滿内には訴出る者は満期後訴出る者と同じの  
權利を有し身代限財産糶賣金の配分を受けることを得べし

第三條 請人証人等連印にて本人返濟相滞るよ於ては引受返濟  
可致の明文有之證書を取置きたる者は本人身代限財産糶賣金  
の配分を受け尙ほ不足あらば満期の時より至り請人証人より係り  
之を訴ふることを得へし

第四條 身代限に遇ふ者期限未滿内には者には満期の時より至り返  
濟せんと欲するときは別段請人を立て請人より動不動産を引  
當て又は質物とあり違變なきを證として原告人の承諾を求む  
るを必要とす

第五條 附籍者満期を保する爲め改めて請人を立て請人より動

○訴訟ノ手續



不動産を引當又は質物と爲し違變なきを證明して原告人之を承諾するときは其原告人は此回の身代限財産糶賣金の配分を求むるを得へからず

第六條 定約期限未滿内の債主は身代限又遇ふ負債主に對し期限未滿内に訴ふるも滿期後に至り訴ふるも其者の請願に任すと雖とも身代限に遇ふ者の動不動産を引當又は質物に取置きたる債主は右動不動産を身代限の糶賣を爲すよ付己の請取へき金高を求むるを得へきのみにて糶賣を爲すことを拒むを得へからず

第七條 動不動産を引當て又は質物よ取りたる者は其財産糶賣金の内にて金高又は利息あれば利息と共に其定約の證書に據り處分の時迄の金高を算計し請取へきの求めを爲し裁判所に於ては糶賣金配分の規則に従ひ引當又は質物を取置たる者に

配分すへき金高を引渡せへし

第八條 引當又は質物を取置かざる金穀の債主定約期限未滿内に訴出るときは元金高又は利息あれば利足と共に定約の証書に據り處分の時迄の金高を算計し請取へきの求を爲し裁判所よ於ては糶賣金配分の規則に従ひ處分を爲すへし

第六章 代理

△人民一般商業及び其他の事に因り代人を以て契約取引等なすときは左の規則に従ふへし

○代人規則 明治六年六月十八日  
第二百十五號布告

第一條 凡何人よ限らす己れの名義を以て他人をして其事を代理せしむるの權あるへし

但し本人幼年等にて其事理を辨し難き時は其後見人及び親族の者協議の上代人を任するを得へし

○訴訟ノ手續



第二條 凡他人の委任を受け其事件を取扱ふものは代人にして其事件を委任する者は本人なり故に代人委任上の所行は本人の關係たるへい

第三條 凡代人は心術正實にして満二十歳以上の者を選むへい

第四條 代人は總理代人部理代人の別あり總理代人は其本人身上諸般の事務を代理するものにして部理代人は特其委任する部内の事務を代理するを得る者とす

第五條 凡本人より代人を任し他人と契約取引等を爲さんと欲するときは必ず實印を押したる委任狀を與ふへい

但其家業を取扱ふ場所に於て通常事務を取扱はしむるの類は別段委任狀を與るに及ばず

第六條 委任狀は總理代人又は部理代人たること及其委任したる權限を明白に記載すへい

第七條 委任狀書式左の通

○拙者者儀某の事件に付何の誰を以て總理代人と定め拙者の名儀にて左の權限のことを代理爲致候事

一何々の事但し權限の次第を分條記載すべし

右代理の委任狀仍て如件

年号何年何月何日

住所身分

姓 名 印

後見人等は住所身分何の誰後見人何の誰を記すべし

第八條 代人を任するに期限は豫め規定し難き者と雖とも其本人幼弱疾病事故等にて長く委任せんとするときは其地方に新聞紙あらは之に記載せしめ世上に公布せへい

明治十三年五月司法省甲第二号布達

明治九年甲第一号但書同甲第四号を以て詞訟代人の儀相達置候

○代理



處今般代理人規則改正ニ付右代人の儀左の通相心得へく此旨布達候事

詞訟ハ付原被告又は引合人等疾病事故あり出頭し難き時又た免許代理人之れなきか又は已を得ざるの事情ありて代理人に委託し難き場合に於ては戸長又は區長の公証を以て親族又は相當の者を代人となすを得然れとも其代人たるものは一事件を限り委任せへし若し二件以上を委任し又之詞訟を教唆し私利を營む等のことあるときは裁判官に於て直ちに其代人を停止せへし

△委任狀を書するには通常の紙を用ゆへからず總て證券界紙を用ゆへし然らざれば委任狀の効なきものとす

○第七章 訴訟入費償却規則

○明治九年四月廿二日司法省甲第五号布達

第一條

訴訟其外書類認料(一枚十六行十五字詰に付拾錢但し一枚以下も同價)

右定限

第一 原告人の訴狀の正本副本

第二 被告人の答書の正本副本

第三 訴訟又は答書中に記載し難き證據の書類の寫

第四 審判中原告又は被告より差出したる證據の書類の寫

第五 訴訟中訴狀に關係するの事件ニ付原被双方往復の文書

第二條

証人并に引合人手當一日に付金五拾錢

但し八里以外より罷出止宿の者は廿五錢を増す

右定限

裁判所へ出席を爲したる日

第三條

○訴訟ニ係ル入費



証人并に引合人満八里以外の地より來り滯留中の手當一日に付金五拾錢(本條は明治九年四月司法省甲第六號を以て執行停止)

第四條

証人并に引合人旅費満八里に付拾錢歸路も同斷

但し八里を越ゆれば毎満一里も付拾錢

右定限

第一 兩線の官道甲路は遠く乙路は近き時は現に甲路を經ると雖も乙路を以て計算すべし

第二 本條之日本國管内を通行する者の爲めに設く

第五條

原告人又は被告人直なる者の手當一日も付五拾錢

但し八里外より罷出止宿する者と二十五錢を増す

右定限

第二條に同一

第六條

原告人又は被告人直なる者八里以外の地より來り滯留中手當

一日に付五十錢(本條は明治九年四月司法省第六號布達を以て執行停止)

第七條

原告人又は被告人直なる者の旅費 満八里に付十錢歸路も同

斷

但し八里を越ゆれば毎満一里に付十錢

右定限

第四條に同一

第八條

通辨雇料

一日に付金三圓

右定限

○訴訟ニ係ル入費



第九條 第二條に同一往復旅費をも定額の通計算すべし

翻譯料

(一枚に付十六行十五字計  
三圓但し一枚以下も同價)

右定限

第一條に同一

第十條

測量繪圖認料

右定限

第一 長三百間にて盡る時と 百間に付一尺の割

西の内一枚に付金十錢

第二 長六百間迄

百間に五寸の割

同十二錢

第三 長千二百間迄

百間に付三寸の割

同十四錢

第四 長六千間迄

百間に付二寸の割

同十七錢

第五 長一萬二千間迄

百間に付一寸の割

同二十錢

第六 長一萬二千間以上

百間に付五分の割

同廿四錢

一測量に及とさる見取繪圖之間數の長短を論せず大凡見積を以て簡便に圖引致と可し

但し西の内一枚に付十錢

第十一條

使賃 滿一里に付十錢一里未滿と五錢但歸路も同斷

右定限

○訴訟ニ係ル入費



第一 裁判所にて示談中双方承諾の上原告被告双方又の一方の者より遣したる使賃

第二 裁判所にて示談中原告又の被告一方の者掛裁判役の檢印を経たる使賃

第三 原告又は被告一方の者出訴中違約して出席せざる時掛裁判役の檢印を経て違約を責むる使賃

第四 原告被告双方の爲め又の一方の爲め双方又は一方の者の申上り因り裁判所より臨時に遣したる使賃

第十二條

郵便並に電信料

定價

右定限

第十一條に同一

第十三條 身代限を爲すに付裁判所又の府廳又の村役場に納む

へき評價人鑑定人等の日雇賃金の諸入費及び身代限諸雜費等の臨時計算を以て定む

右の前數條の入費に先つて取立つへ

△凡そ訴訟入費の曲者より直者に辨償すべきものなれは裁判言渡の節の必らず曲者の辨償を歸すへき旨の言渡あり而して其言渡を受けたる曲者に於て其義務を盡さざるべきに直に其執行を裁判所に請求するを得但し訴訟入費の言渡の訴訟人より請求あきとさの之を爲さざる成規に付之を請求せんと欲するものハ裁判言渡前に申立へし而して之を請求するにハ通常訴狀の末に但し訴狀入費の對手人より辨償を受度候と附記すれとも口上にて請求するも妨げなし

訴訟入費と裁判費とを混同すへからず訴訟入費ハ原告に於て要せしものを云ひ裁判費ハ裁判上要せしものを云ふ即

○訴訟ニ係ル入費



ち本節に掲ぐる所の訴訟用罫紙代價及其認料、証人引合人日當、通辨雇料、翻譯料、郵便電信料、及使賃等の訴訟入費よりて裁判所に於て原被告及ひ其他訴訟關係人の呼出に用ひたる罫紙代價并裁判狀の罫紙代價(是等の曲者より裁判言渡の日より三日内に裁判所へ辨納す)及ひ訴訟入費償却規則第十三條に掲ぐる評價人鑑定人等の日雇賃金身代限諸雜費の裁判所へ納むべき分等の皆裁判入費なり

始審控訴上告に通ずる裁判費訴訟入費の規則ハ明治十二年司法省丁第十號達ニ詳なり今其要を掲んに始審の曲者の其入費を負擔し控訴の曲者の始審控訴兩件の入費を負擔す若し上告の曲者控訴の曲者なるときハ始審控訴上告三件の入費を負擔し若し又上告の曲者控訴の直者なるときハ唯上告入費の之を負擔し其已に直者より受取たる始審控訴兩件の

入費を返償すべし大審院に於て原裁判を破棄し之を他の裁判所に移したるときハ其上告入費ハ上告の曲者之を負擔し第二控訴の曲者(則ち移訴廳の曲者)ハ始審第一控訴并に第二控訴合て三件の入費を負擔すべし訴訟入費の制ハ始審以上の裁判所へ用ゆるものなれハ勸解にハ之を適用すべからず

### ◎第二編 刑事より生ずる民事に關する規則

#### ○第一章 告訴及ひ告發

△犯罪の爲めに害を被りし者より犯人の罪を訴ふるを告訴と云ふ告訴ハ民事と異なるか故に訴答文例ニ依る及ひす唯た告訴する旨を申立てるを以て足れりとす而して盜難届等の行政規則に屬するものなれハ之を告訴と云ふを得ず故に盜罪に於て被害者より盜難届を警察署へ出せしのみよてハ未

#### ○告訴告發及私訴ニ關スル規則



た告訴ありたりと云ふを得ず

治罪法中告訴告發のことを記するも必らずしも被害者に如  
此き義務ありと云ふにほらす又た罪に因りて被害者の告訴  
を待て受理すへきものあり乃ち刑法第三編第一章第七節脅  
迫の罪同十節幼者を略取誘拐する罪同第十一節猥褻姦淫の  
罪同十二節誣告及び誹毀の罪等は是れあり而して是等の罪の  
一たひ告訴するも被害者の棄權又の私和によりて願下する  
を得可し

治罪法第九十三條 何人よ限らず重罪輕罪に因り損害を受け  
たる者の犯罪の地若くは被告人所在の地の豫審判事檢事又  
は司法警察官に告訴することを得

同第九十四條 告訴人の成るべく其證據及び事實參考と爲る  
へきことを申立つ可し又告訴人の第一百條以下の規則に従

ひ民事原告人と爲ことを得

同第九十五條 告訴の告訴人の署名捺印したる書面を以て之  
を爲とへし

又告訴の口述を以て之を爲すとを得其告訴を受けたる官吏  
の調書を作り告訴人よ之を讀聞かせ共々署名捺印とへし若  
し告訴人署名押印すると能はざる時の其旨を附記すべし

△被害者にほらさる者より他人の罪を訴ふるを告發と云ふ即  
ち左の規則よよりて之を爲す

治罪法第九十七條 何人に限らず重罪輕罪あることを認知し  
又の重罪輕罪ありと思料したるときは第九十四條第九十五  
條の規則に従ひ其所在の地若くは犯罪の地の豫審判事檢事  
又の司法警察官に告發することを得

告發を受たる官吏の第九十三條の規則よ従ひ其處分を爲す

○告訴告發及私訴ニ關スル規則



へい  
同第九十八條 告訴告發の代人に委任して之を爲すことを得  
但九十六條の場合に此限に拘らず  
無能力者の告訴の法律に定めたる代人之を爲すも其効あり  
と

同第九十九條 告訴告發の其願下をなす又の其申立を變更す  
ることを得此場合と雖も第十六條の規則に従ひ被告人より要  
償の訴を受るとするへい

△告訴告發の原由若し告訴告發人又の民事原告人の惡意若く  
の重き過失に出で被告人免訴又の無罪の言渡しを受けたる  
場合に於ては却て被告人より損害の償を要めらるゝことあり  
若し又た惡意を以て不實れことを誣告したる者の却て反  
座の刑を被むるに至ることあり左れに告訴告發の能く々々

注意して爲すへい

◎第二章 私訴

△刑事に附帶して爲す所の民事の訴を私訴と云ふ

治罪法第二條 私訴の犯罪に因り生じたる損害の賠償贓物の返  
還を目的とする者より民法に從ひ被害者より屬す

同第四條 私訴の其金額の多寡に拘らず公訴に附帶して刑事  
裁判所に之を爲すことを得但法律に於て其裁判所に私訴を爲す  
ことを許さざる場合に此限に拘らず又私訴の別に民事裁判所  
に之を爲すことを得

同第八條 被告人免訴又の無罪の言渡を受けたりと雖も民法よ  
從ひ被害者より賠償返還を要むるの妨礙とならざるへい  
同第十條 私訴を爲すの權の左の條件に因て消滅す

一 被害者の棄權又の私和

○告訴告發及私訴ニ關スル規則



二 確定裁判  
三期満免除

同第十二條 私訴期満免除の期限ハ被害者無能力なる時又ハ民事裁判所ニ其訴を爲したる時ト雖モ公訴期満免除の期限ト同一なりトす

公訴に付き既に刑の言渡ありたる時の民法に定めたる期満免除の例ニ従ふ

同第一百十條 重罪輕罪の被害者公訴に附帶して私訴を爲さんとする時の告訴と共に之を申立て又ハ告訴を爲したる後其旨を豫審判事ニ申立つヘシ

同第一百十一條 被害者の公訴の本案に付き始審終審の裁判言渡あるまで何時にても私訴を爲し若くハ其要する所を變更することを得

又私訴の願下を爲したる後更ニ其申立を爲し若くハ要する所を變更することを得

同第一百十二條 被害者の代人に委任して私訴を爲し又ハ其願下若くハ棄權を爲すことを得

被害者無能力なる時の法律に定めたる代人之を爲すヘシ

刑法第四十六條 犯人刑に處せられ又ハ放免せらるゝト雖モ被害者の請求ニ對し贓物の還給損害の賠償を免かるゝことを得

す  
刑法附則第五十四條 贓物犯人の手に在る時の直ちニ被害者ニ還付すと雖モ若シ轉々して他人の手に在る時の被害者の請求に因り還給せしむる者とす

同第五十五條 贓物轉々して他人の手に在る時公商ニ因り買取したる物品ハ其公商若くハ被害者より買取者に原價を償はさ

○告訴告發及私訴ニ關スル規則



これの直に還給せしむることを得ず

同第五十六條 贓物を受け又の典物として受取たる者其贓物現在する時之還給を拒むことを得す但典物として受取たる者の典主に對し轉償を求むることを得

同第五十七條 贓物交換して現在する時の公商に由ると否とを區別し第五十五條の例に從て處分すへい

同第五十八條 贓物已に費用したる時又の識別すへからざる時又の其所在の知れざる時の損害の賠償を請求することを得  
同第五十九條 人の名譽若くは殺傷に關したる損害其他犯罪の爲め現に生したる損害の賠償を請求することを得但失火の此限に在らず

同第六十條 贓物の還給損害の賠償は其犯罪を審判する刑事裁判所に請求をすることを得若し其審判已に終りたる後は民事裁判所に非らざれば之を請求することを得ず

同第六十一條 刑事裁判所に於て贓物の還給損害の賠償を請求する者は通常の文書又は言語を以て之を爲すことを得其民事裁判所に請求をとする者は民事訴訟の程式に從ふへい

同第六十二條 贓物の還給損害の賠償の本犯死する時は其相續人は對し之を要求することを得

同第六十三條 贓物の還給損害の賠償の宣告を受けたる者還給賠償せざるときは被害者より更に民事裁判所に身代限の處分を請求をすることを得

治罪法第十七條 被告人無罪の言渡を受けたりと雖とも裁判官檢察官書記又の司法檢察官に對し要償の訴を爲すことを得す但是等の官吏被告人に對し故意を以て損害を加へ又の刑法に定めたる罪を犯したる場合に此限に非ず

○告訴告發及私訴ニ關スル規則



○八二  
○太政官第貳號

明治十四年(十月)第五拾三號同十五年(六月)第貳拾八號布告各  
裁判所の位置及管轄區畫別表の通改定し始審裁判所支廳の本  
廳同一の權限を以て裁判せしむ但明治十六年二月一日より施  
行す

右奉 勅旨布告候事

太政大臣三條實美

明治十六年一月十日

司法卿 大木喬任

◎第三編 民事訴訟に關する規則

◎第一章 地所質入書入規則

○明治六年一月十七日第拾八號達

先般田地永代賣買被差許候に付自今質入書入致し候節ハ左の規

則の通り可相心得事

地所質入書入規則

第一條 金穀の借主(地主)より返濟せへき証據として貸主(金  
主)より地所と証文とを渡し貸主其作徳米を以て貸高の利息よ  
充候を地所の質入と云ふ

第二條 金穀の借主(地主)より返濟せへき証據として貸主(金  
主)に地所と引當の証文の之を渡し借主の作徳米の全部又は  
一部を貸主より渡し利息に充候を書入と云ふ

第三條 金穀の借主(地主)より返濟せへき証據として貸主(金  
主)より地所引當の証文のみを渡し借主より其利息として米又  
ハ金を拂ひ候をも亦書入と云ふ

第四條 地所を質入に致し候節は地券をも相渡し可申其年期の  
儀は三ヶ年を限る可し尤三ヶ年以下期限取極候儀は勝手たる

○附録○地所質入書入規則



へく且つ年限取極候廢は判然証文面よ記載致し置可申事  
但書入の儀は地券を相渡すに及はす其年限長短共本文の限  
にあらすと雖も雙方相對にて取極候年限は本文同様證文面  
に記載致し置可申事

〔第五條〕 （此條は十二年七號布告を以て左の通改正す）

第五條 質入又は書入の地所期限に至り貸主借主相談の上金穀を返さそして地所を引渡候節は舊地主より金主へ可引渡旨別紙に相認め其地の戸長加判の上金主より地券相添確認の証を可願出事

第六條 質入れの地所の金主にて其地所耕作可致等に付ては地租諸役とも總て金主よて可相勤事

但其段管轄廳へ届出證書可差出事

第七條 書入の地所の地主にて耕作致し候儀に付地租諸役とも

無論地主より可相勤事

但管轄廳へ届出に不及候事

第八條 管轄違の者或は同管轄と雖も懸隔の地所を質に取候節は其現地の村町へ金主の名代人相定置其地租諸役とも差支無之様可爲相勤事

〔第九條〕 （此條七年六號布告を以て左の通改正す）

第九條 質入又の書入証文よの必ず其村町戸長の奥書証印を取る可し其村町戸長の役場よの奥書割印帳を備へ置証文の奥書割印を願出る時の帳面と証文とに番號を朱書し割印を押し奥書を爲す可し若し戸長の奥書並に割印なき証文の質入又の書入の證據よ不相成に付右證文を以て訴出るに於ては負債主財産分散の時債主他の債主に對し先取の特權を失ひ獨り質入又は書入なき金穀貸借の處分を可受事

○附録○地所質入書入規則



但戸長不在の節ハ其旨を記し副戸長奥書調印す可し

〔第十條〕

（此條ハ七年五十二號布告を以て左の通改正す）

第十條 一箇所の地を二重三重又書入候儀は不相成候得共若し第一番の金主へ引當り入れ置候事を第二番の金主承知の上にて地所代價の餘分を見込又其地所を引當て借添へ致し候儀ハ不苦尤借主身代限の處分に相成候節ハ右地所糶賣の代金を以て先づ第一番の者へ元利の金數を引渡し其餘金を以て第二番の者へ元利の金數を引渡し第三番以下右に准し引渡可申若し糶賣の金高を以て先づ第一番の金主へ元利の金數を引渡し其餘第二番の金主へ引渡すへき元利の金數を不足するときは其不足の分を償ふこと並に第三番以下の金主も償ふことは平常引當なき債主に身代限償却の例に隨ひ外物品糶賣代價の内にて相當の割賦を以て引渡可申事

但第二番の金主受取候證文へは地所代價の餘分を見込借添候旨を記載可申事

第十一條 地所は勿論地券のみたりとも外國人へ賣買質入書入等致し金子請取又は借受候儀一切不相成候事

〔第十二條〕

（此條七年五十二號布告を以て左の通改正す）

第十二條 質入年期中天災にて地所流亡等其地の全形を失ふに至る時の地券は消滅する理に付貸主より借主も對し外地所又は物品を代り質に差入させ証文書替を求むることを得へし若し代り質に差入る可き地所物品等これなきときは訴訟の未身代限りの處分に及ふへく又池成堀地成等も變換し或は闕崩等の爲めに其地の幾分を失ふときは變換の模様及殘存の大小に應し規則も基きて地券書替願出へき儀に付若し其變換殘存の地は貸金數高の償を爲すに足らざると見込場合も於ては貸主

○附錄○地所質入書入規則